



# 板橋区一般廃棄物処理基本計画2025



板橋区



## はじめに



板橋区では、3R(発生抑制・再使用・リサイクル)を発展・拡大させた「板橋かたつむり運動」を展開し、「かたつむりのおやくそく」を合言葉に、区民や事業者の皆様とともに、ごみの減量・リサイクルを推進し、循環型社会の実現に向け取組を進めています。

これらの取組を進めるにあたり、一般廃棄物の中長期的な方向性を定める一般廃棄物処理基本計画を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき策定しています。

平成24年3月に第三次計画を策定後、区では生ごみの発生抑制、古紙の回収品目に「紙パック」「紙箱・紙袋・OA用紙」の追加、不燃ごみの資源化事業等の取組を進めてきました。

また、国の「第三次循環型社会形成推進基本計画」策定(平成25年5月)、東京都の「東京都資源循環・廃棄物処理計画」策定(平成28年3月)など、国や東京都の動向も変化しています。

このような国や東京都の動向や区取組を踏まえ、概ね8年先を見据え、第四次計画として本計画を策定しました。

この計画では、『人と環境が共生する循環型都市「エコポリス板橋」の実現』を基本理念に、「板橋かたつむり運動」に代表されるごみの減量・リサイクルの取組を、より強化することを目指しています。

例えば、生ごみの発生抑制については、これまでの「生ごみのたい肥化」等に加え、家庭などで余っている缶詰やレトルト食品などの保存食を持ち寄り福祉団体などに寄付する活動である「フードドライブ」の実施や、飲食店等との連携による食品ロスの削減に取り組めます。

このように、ごみの減量・リサイクルを目指すにあたっては、区民・事業者の皆様と区が、連携・協働し、取組を進めていくことが大切です。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、パブリックコメントにて区民の皆様のご意見をいただくとともに、板橋区資源環境審議会においてご審議をいただきました。ここに厚く御礼申し上げます。

平成30年3月

板橋区長

坂本 健

## 目 次

### 第 1 章 計画の基本事項

1 計画策定の背景と目的.....	3
2 計画の枠組み.....	3
3 計画の全体像.....	4
4 計画の位置づけ.....	5
5 計画期間.....	6

### 第 2 章 一般廃棄物処理の現状

1 国内外の動向.....	9
2 本区の概要.....	11
3 本区の資源・ごみの処理状況.....	14

### 第 3 章 取組課題

1 一般廃棄物処理基本計画（第三次）の実施状況.....	23
2 数値目標の達成状況.....	25
3 3R（発生抑制・再使用・リサイクル）に向けた取組と今後の課題.....	27

### 第 4 章 計画の理念・目標

1 基本理念・達成目標.....	45
2 施策展開上の基本方針と計画の体系.....	46
3 計画目標.....	47

### 第 5 章 ごみ処理基本計画

1 情報発信・普及啓発計画.....	53
2 発生抑制計画.....	56
3 再生利用促進計画.....	59
4 収集運搬計画.....	63
5 適正処理・処分計画.....	66

### 第 6 章 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理の現状.....	71
2 生活排水処理基本計画.....	72

### 第 7 章 資料編

1 資源・ごみの回収量.....	74
2 資源やごみの品目別排出量.....	75
3 ごみ減量・資源化目標の設定.....	77
4 計画策定の検討体制.....	84
5 用語集.....	88

# 第1章



## 計画の基本事項

- 1 計画策定の背景と目的
- 2 計画の枠組み
- 3 計画の全体像
- 4 計画の位置づけ
- 5 計画期間

# 第 1 章 計画の基本事項

---

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、「板橋区一般廃棄物処理基本計画 2025」を策定します。

## ● 計画策定の背景と目的

「板橋区一般廃棄物処理基本計画（第三次）」は平成 24（2012）年 3 月に策定されました。その後の国や東京都、東京二十三区清掃一部事務組合の動向、及び第三次計画に基づく本区の施策の進捗状況の評価・検証を踏まえ、第四次計画として、「板橋区一般廃棄物処理基本計画 2025」を策定します。

## ● 計画の枠組み

区内で発生する一般廃棄物（ごみ・生活排水）を対象とし、区内全域を計画地域とします。

## ● 計画の全体像

一般廃棄物処理基本計画は、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」からなり、取り組むべき施策を定めています。

## ● 計画の位置づけ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条に基づき策定されるもので、東京都や東京二十三区清掃一部事務組合の計画との整合も図るものです。

## ● 計画期間

平成 30（2018）年度から平成 37（2025）年度の 8 年間を計画期間とします。

## 1 計画策定の背景と目的

板橋区は、平成24（2012）年3月に人と環境が共生する循環型都市「エコポリス板橋」を実現することを基本理念として、「板橋区一般廃棄物処理基本計画（第三次）」（以下、「第三次計画」といいます。）を策定し、様々なごみの発生抑制や減量化に向けた施策を実施してきました。

第三次計画の策定以降、国においては第三次循環型社会形成推進基本計画が平成25年（2013）5月に閣議決定されたほか、容器包装リサイクル法等の個別リサイクル法や災害廃棄物対策等の新たな施策が進んでいます。

また、東京都や東京二十三区清掃一部事務組合においても廃棄物関連計画の見直しが行われました。

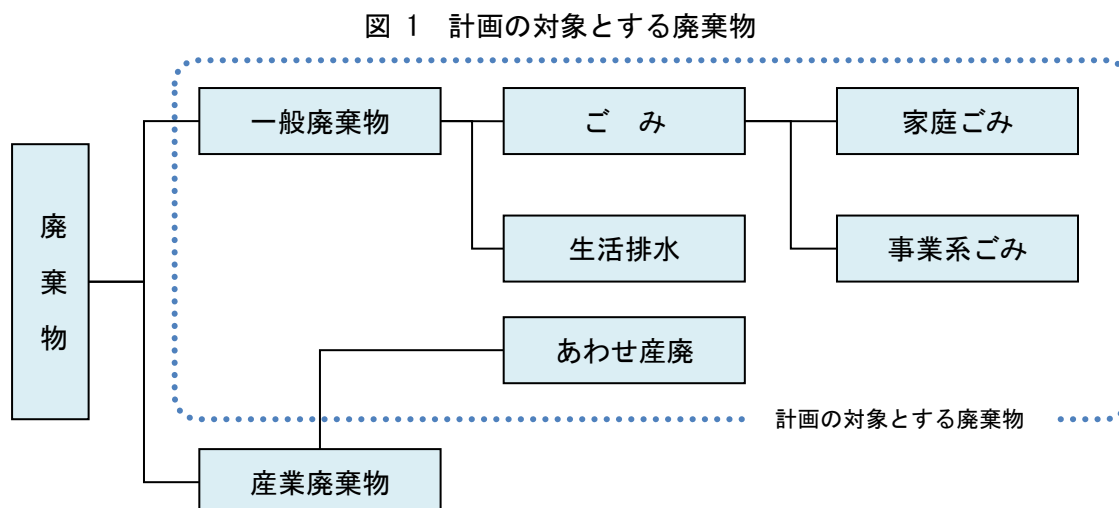
このような廃棄物行政を取り巻く状況の変化、及び第三次計画に基づく本区の施策の進捗状況の評価・検証を踏まえ、第四次計画として、「板橋区一般廃棄物処理基本計画2025」（以下、「本計画」といいます。）を策定します。

## 2 計画の枠組み

### （1）対象廃棄物

区内で発生する一般廃棄物（ごみ・生活排水）を対象とします。

なお、事業活動に伴って排出されるごみ（事業系ごみ）については、一般廃棄物とあわせて処理することが必要と認められる産業廃棄物（あわせ産廃）も対象とします。



### （2）対象地域

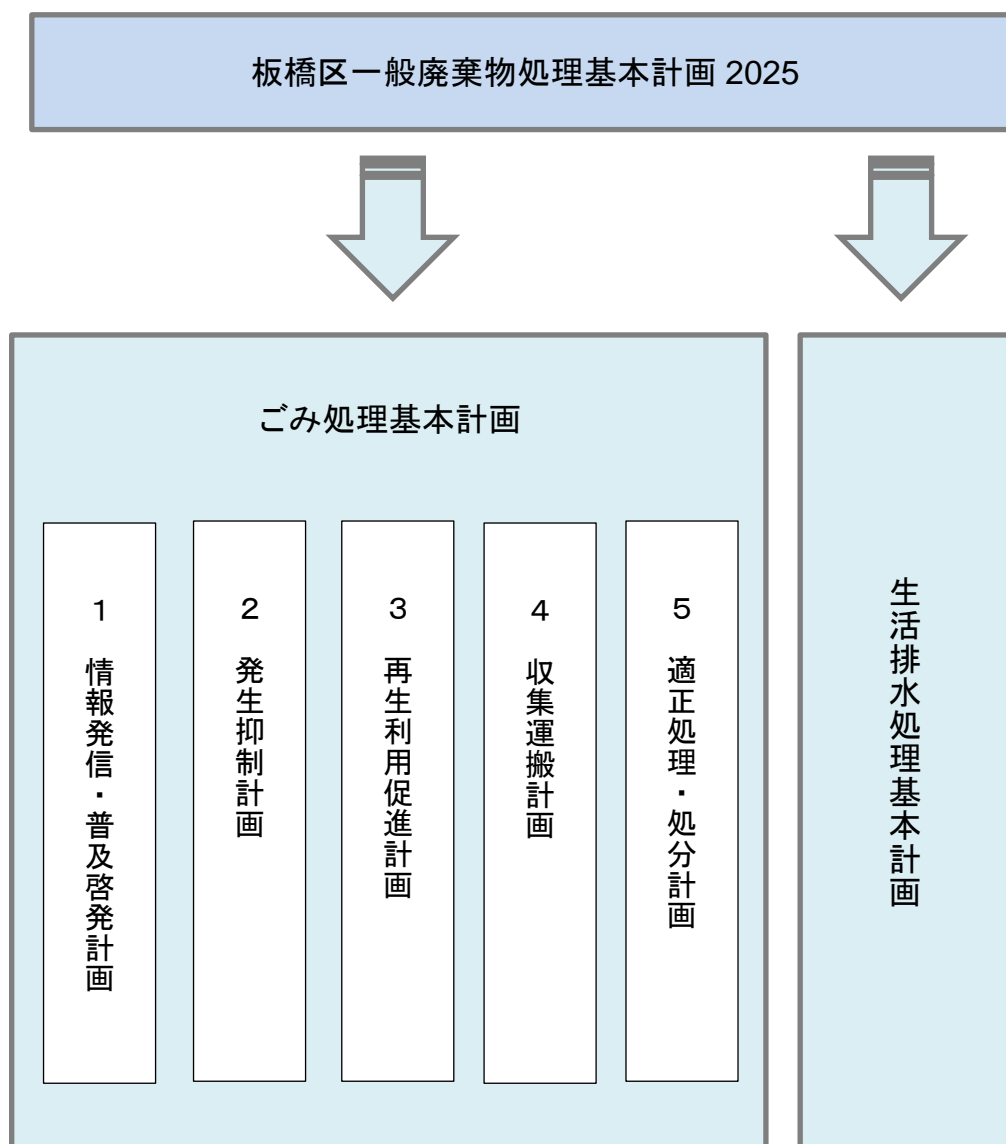
板橋区内全域を対象地域とします。

### 3 計画の全体像

一般廃棄物処理基本計画は、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」からなります。

さらに、ごみ処理基本計画は、「1 情報発信・普及啓発計画」から「5 適正処理・処分計画」までの5つの個別計画で構成され、取り組むべき施策を定めています。

図 2 計画の全体像



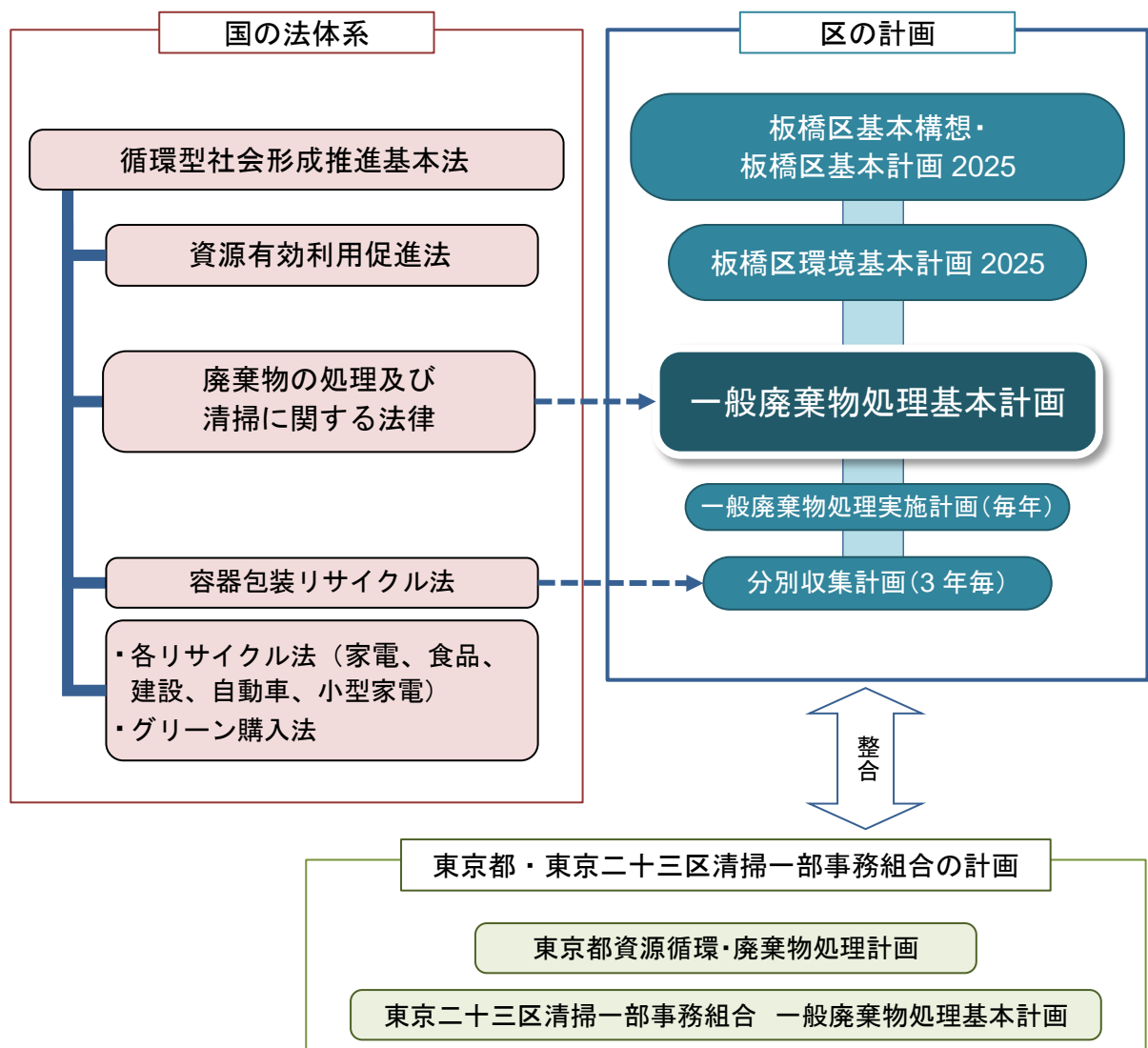


## 4 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」といいます。）第6条に基づき策定されるもので、一般廃棄物（ごみ・生活排水）の中長期的な処理の方向性を定める計画です。本計画は、「板橋区基本構想」「板橋区基本計画2025」「板橋区環境基本計画2025」との整合を図るものとしします。

また、ごみの処理・処分を行う東京都や東京二十三区清掃一部事務組合の計画との整合も図るものとしします。

図3 国の法体系と区や東京都等の計画の位置づけ



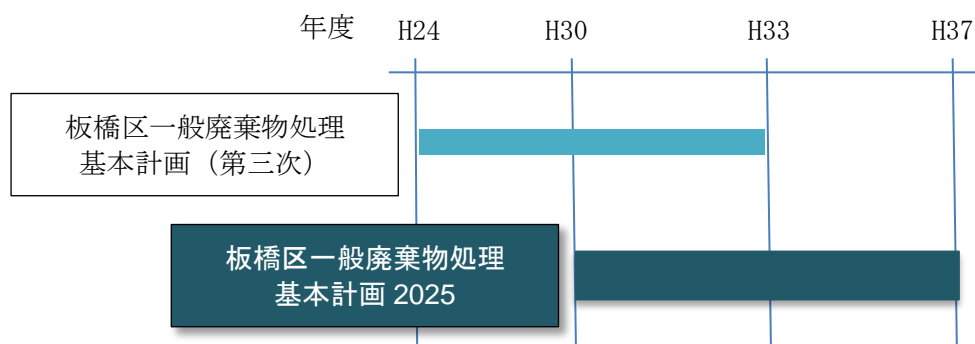
## 5 計画期間

第三次計画は、平成 24（2012）年度から平成 33（2021）年度の 10 年間を計画期間としており、概ね 5 年毎に見直すほか、計画の前提条件に大きな変動があった場合も見直すこととしていました。

平成 28（2016）年度から、「紙パック」「紙箱・紙袋・OA用紙」の区内全域での回収や「トレイ・ボトル類」のモデル回収、不燃ごみの資源化事業を開始し、これらの結果を反映するため、平成 29（2017）年度に、本計画を策定するものです。

計画期間は、上位計画にあたる「板橋区基本計画 2025」及び「板橋区環境基本計画 2025」と整合を取り、平成 30（2018）年度から平成 37（2025）年度の 8 年間とします。

図 4 計画期間



## 第2章



### 一般廃棄物処理の現状

- 1 国内外の動向
- 2 本区の概要
- 3 本区の資源・ごみの処理状況

## 第 2 章 一般廃棄物処理の現状

---

計画策定にあたり、循環型社会の形成や廃棄物の適正処理に関する国内外の動向、及び本区の地域特性や資源リサイクル、ごみ処理の現状を整理します。

### ● 国内外の動向

国際的には、「持続可能な開発目標」(SDGs : Sustainable Development Goals)を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の国連サミットでの採択、水銀に関する水俣条約の採択など、持続可能な社会づくり、環境汚染の削減に向けた取組が進められています。

国では第三次循環型社会形成推進基本計画の策定や災害廃棄物対策のスキームについての関連計画の改訂が行われました。

### ● 本区の概要

本区の人口・世帯数は増加傾向にあり、単身世帯化や高齢化の進行が進んでいるため、今後の資源やごみの収集事業や集積所管理のあり方を考えるうえで留意が必要です。

また、区内の事業所数・従業者数は横ばいで推移しています。

### ● 本区の資源・ごみの処理状況

区内で発生するごみは、区が収集運搬を実施し、東京二十三区清掃一部事務組合の中間処理施設(清掃工場、不燃ごみ・粗大ごみ処理施設)で中間処理され、残さは東京都の埋立処分場(中央防波堤外側・新海面処分場)に委託処分しています。

本区のごみ収集量は減少傾向にありますが、ごみの中には依然として資源化可能なものが多く含まれています。

## 1 国内外の動向

### (1) 国際的な動向

平成 27 (2015) 年 9 月、国連サミットで「持続可能な開発目標」(SDGs : Sustainable Development Goals)を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。SDGs の 17 のゴールのうち、少なくとも 12 が環境に関連しており、国においてはアジェンダの実施に向け、持続可能な消費と生産(循環型社会形成の取組等)の分野において施策を積極的に展開していくこととしています。

また、平成 25 (2013) 年 10 月に熊本市・水俣市で開催された外交会議で「水銀に関する水俣条約」が採択されました。我が国も関係法令を整備のうえ、平成 28 年 (2016) 2 月に条約を締結しています。

### (2) 国の動向

#### ① 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、「第三次循環型社会形成推進基本計画」を平成 25 (2013) 年 5 月に、閣議決定しました。「発生抑制(リデュース)や再使用(リユース)をまず推進し、それでも排出される不用物は可能な限り再生利用(リサイクル)する」という 3R の原則に基づき、2R(リデュース・リユース)推進のための社会経済システムの構築や、使用済製品からの有用金属の回収、高度なリサイクルの推進などが盛り込まれています。

なお、国では第四次循環型社会形成推進基本計画を平成 30 (2018) 年度に策定予定です。

#### ② 個別リサイクル法の動向

容器包装リサイクル法については、平成 28 年 (2016) 5 月に国の審議会にて法制度の評価・検討結果が報告され、容器包装の排出抑制に向けて販売店、地域住民、自治体の連携を推進することや、プラスチック製容器包装のリサイクルの質を向上するための入札制度の見直しなどが盛り込まれました。ただし、容器包装の分別収集を行う自治体と、再商品化を行う事業者の役割分担・費用負担のあり方については、変更がありませんでした。

食品リサイクル法は、平成 27 (2015) 年 7 月に基本方針の見直しが行われ、市区町村においても食品廃棄物対策を一般廃棄物処理計画に位置づけることなどが求められることとなりました。

### ③ 災害廃棄物処理

平成 23 年（2011）3月に発生した東日本大震災を踏まえ、環境省は平成 26（2014）年度に「巨大災害発生時の災害廃棄物処理に係る対策スキーム」を取りまとめ、これに沿って廃棄物処理法や災害対策基本法の一部が平成 27（2015）年 8 月に改正されました。これにより、自治体も「一般廃棄物処理計画」「地域防災計画」の両方にまたがる「災害廃棄物処理計画」の策定が求められています。

### （3）東京都の動向

平成 28（2016）年 3 月に廃棄物処理計画を改訂し、「東京都資源循環・廃棄物処理計画～Sustainable Design Tokyo～」を公表しました。目標年次は 2030 年度とし、食品ロスなどの資源ロスの削減、事業系廃棄物のリサイクルルールづくり、災害廃棄物処理計画の策定などを主な施策として掲げ、容器包装や小型家電のリサイクルなど、区市町村のさらなる資源化の検討を促進することとしています。

なお、災害廃棄物処理計画は、平成 29（2017）年 6 月に策定されました。

また、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックを見据えた都全体の行動計画「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020 年に向けた実行プラン～」では、以下の“もったいない”（持続可能な資源利用）意識の推進を目標に盛り込んでいます。

“もったいない”（持続可能な資源利用）意識の推進－2020 年の到達点

- 食品ロス削減・東京方式の確立
- レジ袋の無償配布ゼロ
- 「持続可能な資源利用」に取り組む企業・団体の増加

### （4）東京二十三区清掃一部事務組合の動向

災害対策としての一般廃棄物処理施設の強靱化や、最終処分場の延命化に向けた取組などを掲げた、「一般廃棄物処理基本計画」を平成 27（2015）年 2 月に策定しました。

最終処分場の延命策の一環として、清掃工場で発生する焼却灰のセメント原料化を新たに開始しています。

また、都区部の清掃工場では、水銀が混入したごみの搬入が原因で、焼却炉が停止する事態がたびたび起こっています。水銀をはじめとする有害物、処理困難物の混入を防ぐため、東京二十三区清掃一部事務組合では区民向けリーフレットを配布するなどの普及啓発を行っています。

## 2 本区の概要

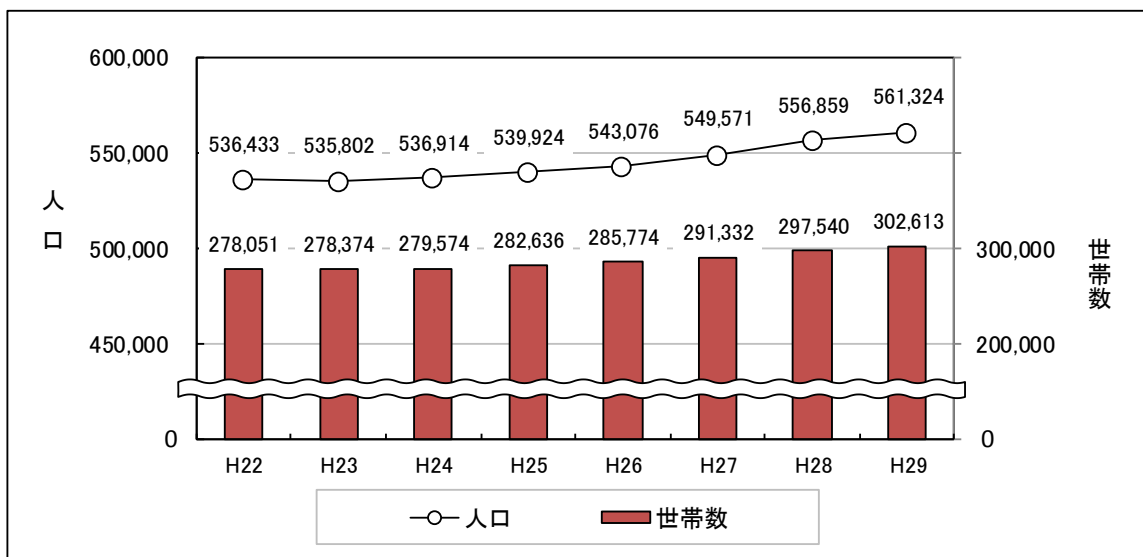
### (1) 人口・世帯

#### ① 人口・世帯数の推移

平成 29 (2017) 年 10 月 1 日の区の人口は 561,324 人で、人口は増加傾向にあります。前年同月比の人口増加率は平成 27 (2015) 年度 1.2%、平成 28 (2016) 年度 1.3%と、2 年連続で 1% を上回っていました。

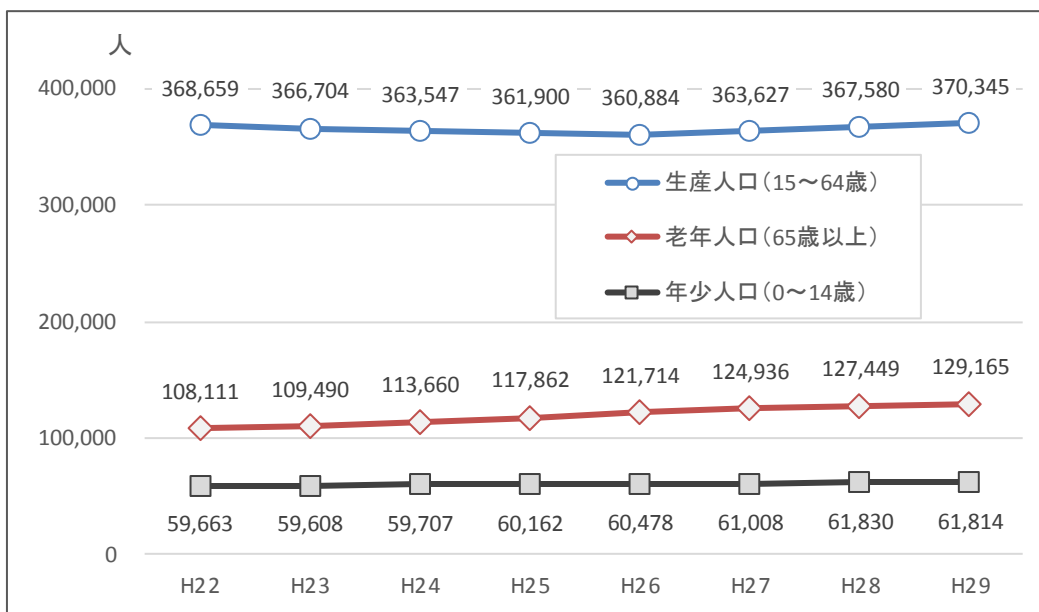
年齢区分別では 65 歳以上の老年人口の伸びが高く、平成 29 (2017) 年 10 月現在で 65 歳以上人口比率は 23% となっています。

図 5 人口・世帯数の推移



資料：各年 10 月 1 日住民基本台帳

図 6 年齢 3 区分別人口の推移



資料：各年 10 月 1 日住民基本台帳

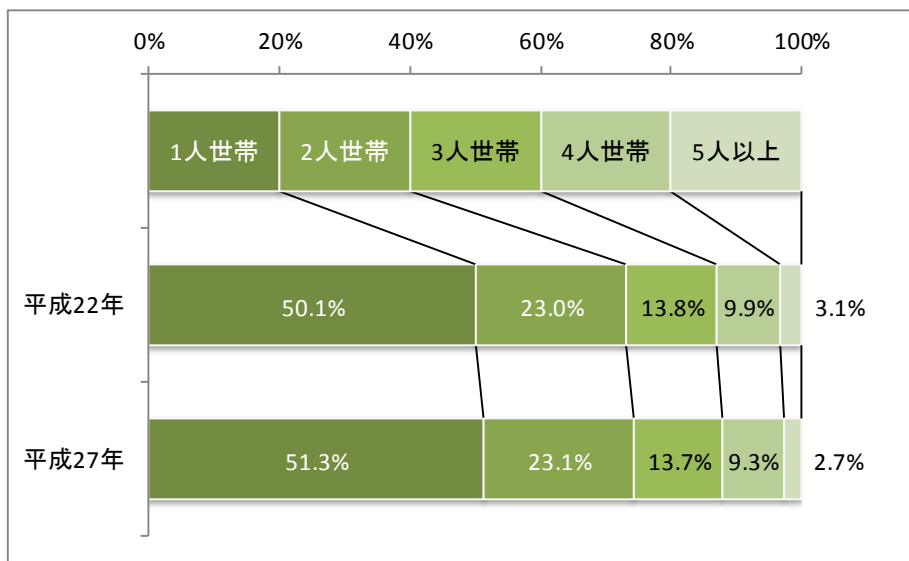
## ② 世帯構成の動向

国勢調査による世帯構成を見ると、単身世帯の比率が最も高く、平成27(2015)年は51.3%でした。単身世帯化の進行は、家庭内調理の減少や新聞購読数の減少など、家庭からの資源やごみの排出構造に影響するものと考えられます。

住居形態別に見ると共同住宅居住世帯が77.2%で、平成22(2010)年との比較では、6階建て以上の共同住宅に住む世帯の割合が増加しています。

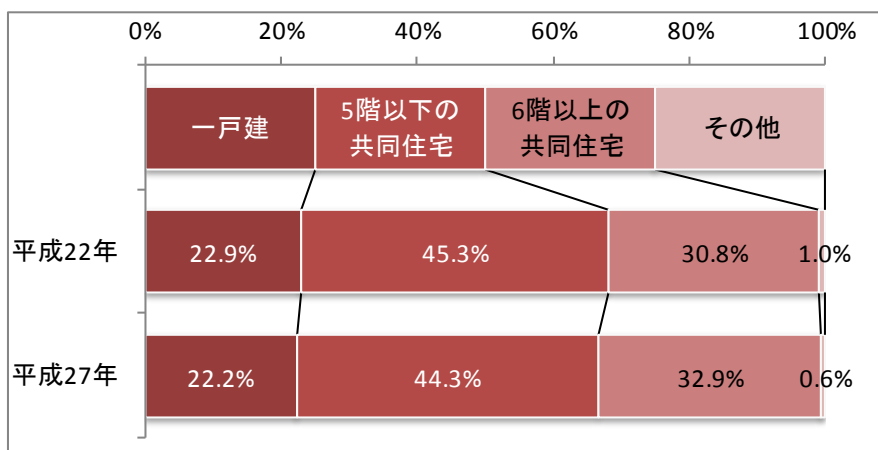
高齢化の進行や大型の集合住宅の増加は、今後の収集サービスや集積所管理のあり方を考える上で留意が必要です。

図 7 世帯人数別世帯構成



資料：平成22年国勢調査、平成27年国勢調査

図 8 住居形態別世帯構成



資料：平成22年国勢調査、平成27年国勢調査

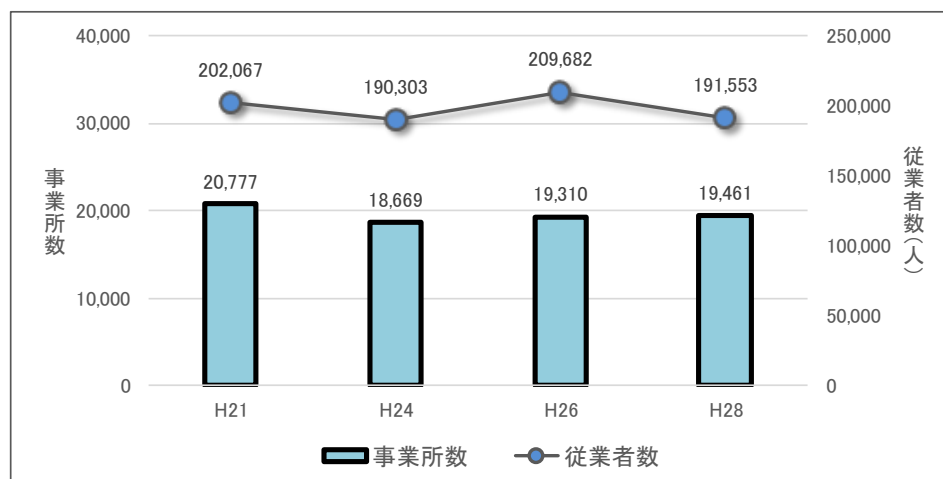


(2) 事業所数、従業者数

国の経済センサス活動調査によると、区内の事業所数は2万事業所、従業者数は、20万人前後を推移しており、平成28(2016)年調査の速報では事業所数19,461事業所、従業者数191,553人となっています。

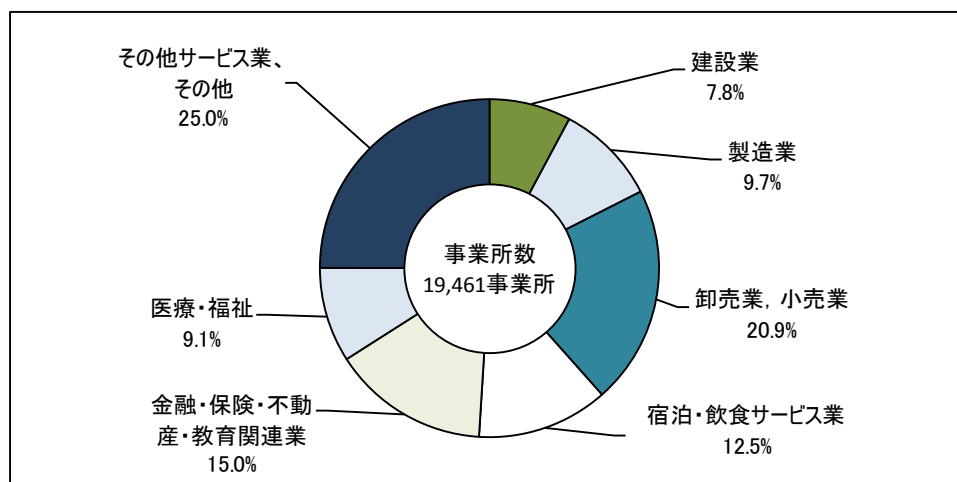
業種では、卸売業・小売業が20.9%、宿泊・飲食サービス業が12.5%、製造業9.7%と続いています。

図9 区内事業所数、従業者数の推移(民営)



資料：総務省統計局 経済センサス基礎調査・活動調査(平成28年は速報値)

図10 区内事業所の業種内訳



資料：総務省統計局 平成28年経済センサス活動調査(速報)

### 3 本区の資源・ごみの処理状況

#### (1) 清掃事業の沿革

平成 12 (2000) 年 4 月、清掃事業が東京都から特別区へ事務移管されました。事務移管後、平成 19 (2007) 年にペットボトルの集積所回収、平成 20 (2008) 年にサーマルリサイクルを本格実施し、プラスチック類等の分別を不燃ごみから可燃ごみに変更しました。

第三次計画期間中には、平成 26 (2014) 年に使用済小型家電の拠点回収、平成 28 (2016) 年に「紙パック」「紙箱・紙袋・OA用紙」の集積所回収など新たなリサイクル事業を実施しています。

表 1 ごみ処理・リサイクル事業の主な経緯

平成 12 年	3 月	板橋区一般廃棄物処理基本計画策定
	4 月	清掃事業が東京都より特別区へ事務移管
平成 13 年	9 月	東京都板橋区リサイクル推進事業者の認定に関する要綱施行(いたばしエコ・ショップ)
平成 14 年	11 月	板橋清掃工場改築工事竣工
平成 15 年	2 月	商店街等戸別収集開始(モデル地区)
平成 18 年	1 月	板橋区立リサイクルプラザ開設
	3 月	板橋区一般廃棄物処理基本計画(第2次)策定
	4 月	粗大ごみ日曜収集・持込事業開始
	10 月	ペットボトル集積所回収モデル事業開始(区内 1/6 地域)
平成 19 年	7 月	サーマルリサイクルモデル収集開始(高島平三丁目地区)
	10 月	ペットボトル集積所回収本格実施(区内全域)
		サーマルリサイクルモデル収集拡大(板橋西清掃事務所管内全域)
		食品用トレイ・ボトル容器拠点回収開始(区内公共施設を中心に 93 か所)
平成 20 年	4 月	サーマルリサイクル本格実施(区内全域)
		粗大ごみ毎日区内全域収集開始
		粗大ごみ及び事業系ごみ手数料等改定
平成 21 年	3 月	三園中継所廃止
	10 月	古布・廃食用油のイベント時(区民まつり、地区まつり等)の試行回収開始
平成 23 年	4 月	古布・廃食用油の拠点回収開始
平成 24 年	3 月	板橋区一般廃棄物処理基本計画(第三次)策定
平成 25 年	1 月	「かたつむりのおやくそくハンドブック」の作成及び全戸配布
	10 月	粗大ごみ及び事業系ごみ手数料等改定
		使用済小型家電のイベント時の試行回収開始
平成 26 年	1 月	使用済小型家電の拠点回収開始(9 品目)
	3 月	生ごみ処理機、コンポスト容器の購入費助成制度の廃止
	4 月	粗大ごみからの使用済小型家電のピックアップ回収開始
平成 27 年	2 月	ペットボトル店頭回収の廃止
	4 月	資源物の持ち去り行為に罰則を規定
		「紙パック」「紙箱・紙袋・OA用紙」の集積所回収モデル事業開始(区内 1/6 地域)
	5 月	使用済小型家電拠点回収品目拡大(最大辺 30 cm未満で投入可能なもの)
平成 28 年	4 月	「紙パック」「紙箱・紙袋・OA用紙」の集積所回収本格実施(区内全域)
		不燃ごみの資源化事業の試行開始
	6 月	トレイ・ボトル類のモデル回収開始
平成 29 年	4 月	不燃ごみの資源化事業本格実施
	10 月	粗大ごみ及び事業系ごみ手数料等改定・動物死体処理手数料改定
平成 30 年	3 月	板橋区一般廃棄物処理基本計画 2025 策定

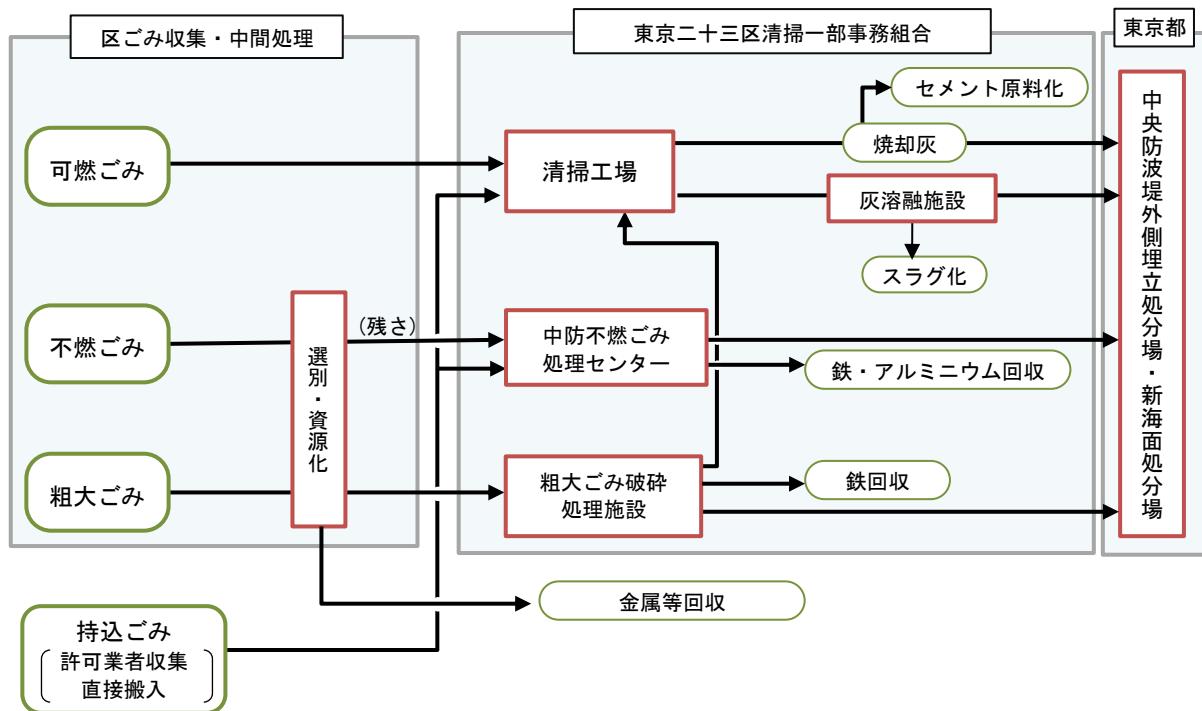
(2) 本区の資源・ごみ処理の流れ

① ごみ処理の流れ

区内で発生するごみは、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの分別区分で区が収集運搬を実施し、東京二十三区清掃一部事務組合の中間処理施設（清掃工場、不燃ごみ・粗大ごみ処理施設）で中間処理され、東京都の埋立処分場で処分されます。

なお、平成 26（2014）年度より、粗大ごみから使用済小型家電をピックアップし資源化しています。不燃ごみについては、平成 28（2016）年度の試行を経て平成 29（2017）年度より約 9 割を資源化しています。

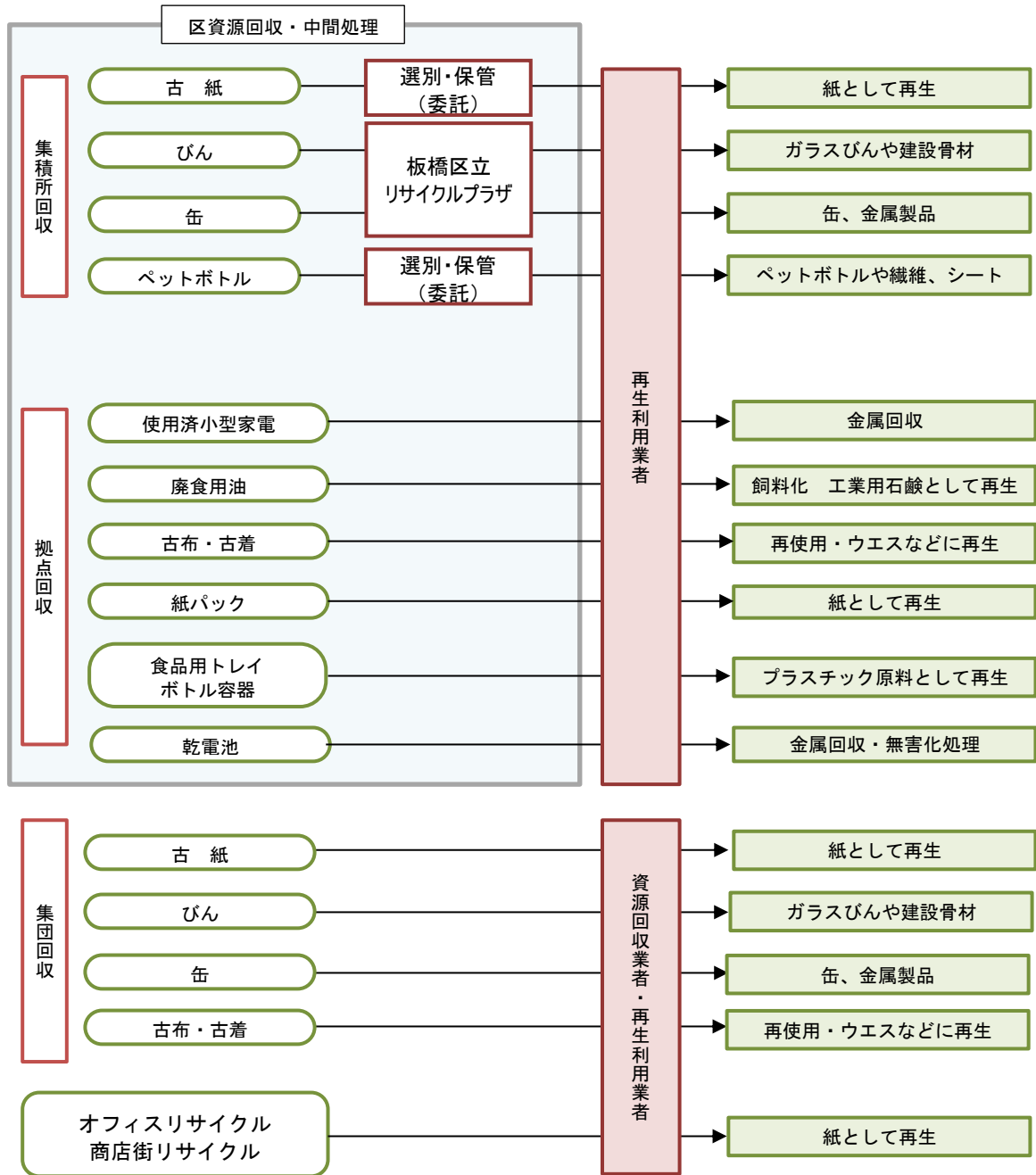
図 11 本区のごみ処理フロー



## ② 資源リサイクルの流れ

資源物は、集積所回収（古紙、びん・缶、ペットボトル）及び拠点回収（古布・古着、乾電池等）を実施しているほか、区民団体が実施する集団回収やオフィスリサイクル、商店街リサイクルに対する支援を実施しています。

図 12 本区の資源リサイクルフロー



※平成 29（2017）年度現在、一部地域にてトレイ・ボトル類のモデル回収を実施

## (3) 区で収集する資源・ごみ

平成 29 (2017) 年度時点での資源・ごみの分別区分は表 2 のとおりです。

表 2 ごみの分別区分

分別区分		排出方法	主な品目	備考
可燃ごみ		容器、透明・半透明のごみ袋	生ごみ、紙くず、紙おむつ、木くず、プラスチック類、革製品類、ゴム製品類、生理用品、落ち葉、少量の植木剪定枝等	
不燃ごみ		容器、透明・半透明のごみ袋	金属類、ガラス類、陶磁器類、最大辺が概ね 30cm 未満の家電製品等	
粗大ごみ		粗大ごみ処理券を貼付	家具、布団、各種電化製品、厨房用具類、自転車等 最大辺が概ね 30cm 以上のもの	家電リサイクル法対象品目及びパソコンを除く
資源	古紙	種類別に分けてしぼる	新聞(折込チラシ含む)、雑誌(書籍を含む)、段ボール、紙パック	
		紙袋に入れるか、紐でしぼる	紙箱・紙袋・OA用紙	
	びん	黄色の回収箱	ガラスの飲食料用びん	
	缶	青色の回収箱	飲食料用アルミ・スチール缶	
	ペットボトル	回収容器	ペットボトル	
	使用済小型家電	拠点の専用回収容器	最大辺 30cm 未満で回収容器に投入可能な小型家電とコード類	記録媒体(SDカードなど)は、取りはずし、本体からも個人情報を消去
	廃食用油	拠点の専用回収容器	天ぷらや揚げ物で使った油	
	古布・古着	拠点の専用回収袋	ボタンなどの取れていない、きれいな衣類	
	紙パック	拠点の専用回収容器	牛乳パック	内側にアルミ箔の貼ってあるもの、キャップがついているものは可燃ごみへ
	食品用トレイ	拠点の専用回収容器	肉や魚などの容器として使用されている、皿状の発泡スチロール製食品用トレイ(プラマーク表示あり)	透明のトレイ・パックは可燃ごみへ
	ボトル容器(プラスチック製)	拠点の専用回収容器	シャンプーやリンス、洗剤、食用油、ソースなどの容器(プラマーク表示あり)	
	乾電池	拠点の専用回収容器	マンガン電池、アルカリ電池	ボタン電池は買ったお店へ

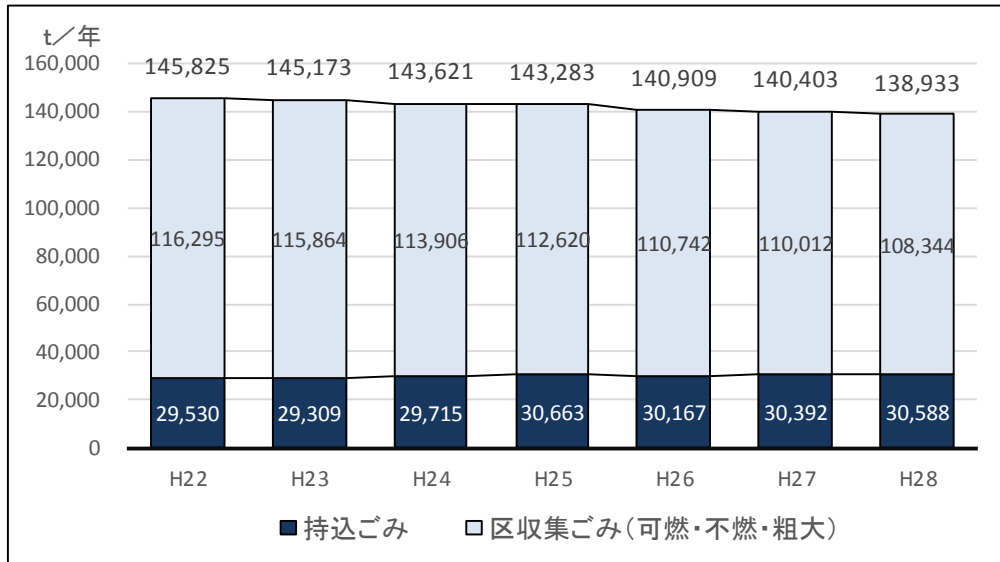
※平成 29 (2017) 年度現在、一部地域にてトレイ・ボトル類のモデル回収を実施

#### (4) 資源・ごみの量

##### ① ごみ量

区収集ごみは年々減少しています。一方、事業系ごみ（持込ごみ）は近年横ばい傾向となっています。

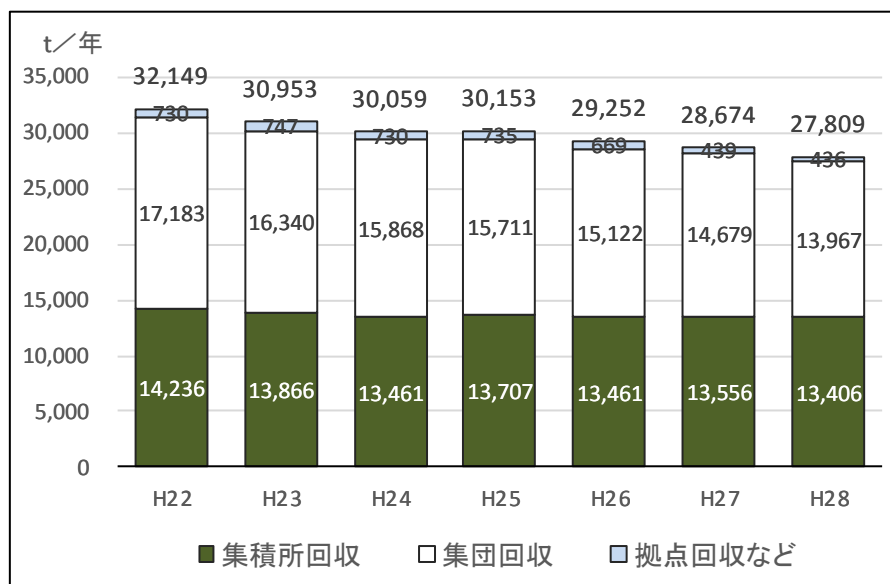
図 13 区収集ごみ・持込ごみの推移



##### ② 資源回収量

集団回収の主な回収品目である古紙の排出量が減少しているため、資源回収量は減少傾向にあります。

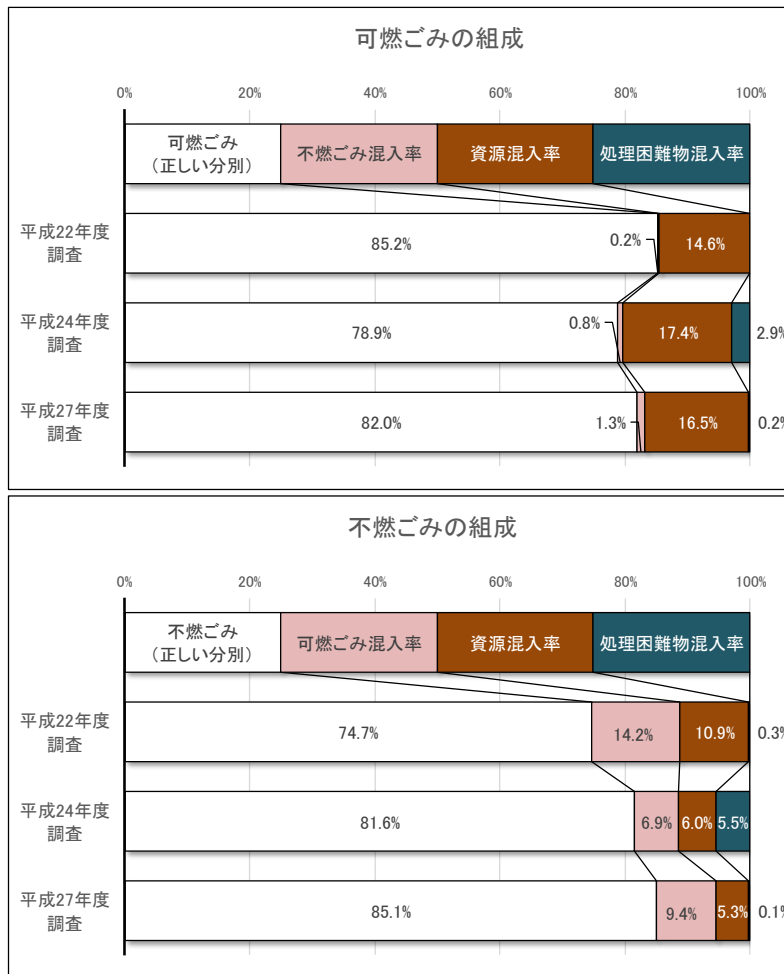
図 14 資源回収量の推移



(5) ごみの組成

ごみの中には分別すれば資源となるものが多く含まれています。

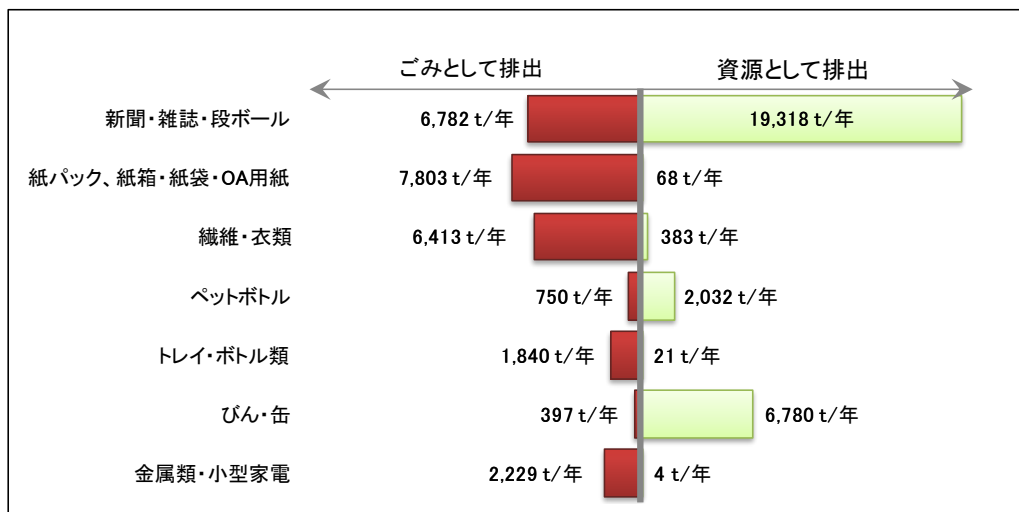
図 15 組成分析調査結果から見る可燃ごみ・不燃ごみの分別遵守率



(6) 排出構造

ごみの組成分析調査から推定される主な品目別の排出量は、図 16 のとおりとなっています。

図 16 主な資源品目の推定排出量 (平成 27 年度)







## 第3章



### 取組課題

- 1 一般廃棄物処理基本計画（第三次）の実施状況
- 2 数値目標の達成状況
- 3 3R（発生抑制・再使用・リサイクル）に向けた取組  
と今後の課題

## 第 3 章 取組課題

---

第三次計画の進捗状況を点検、評価するとともに、ごみの 3 R 推進に向けた取組課題をまとめます。

### ● 一般廃棄物処理基本計画（第三次）の実施状況

第三次計画に掲げた重点施策は概ね実施しています。トレイ・ボトル類の集積所モデル回収の拡大のあり方、事業系ごみの排出基準のあり方などの点で課題も残っています。

### ● 数値目標の達成状況

第三次計画に掲げた平成 27 (2015) 年度の数値目標の内、総排出量の削減率、ごみ減量率、リサイクル率は未達成となっています。一方、区民 1 人 1 日あたりの総排出量は目標をほぼ達成しています。その要因としては、第三次計画の想定を上回る人口増加、新聞発行部数の減少などによる資源排出量の減少があげられます。

### ● 3 R(発生抑制・再使用・リサイクル)に向けた取組と今後の課題

#### ○ ごみ減量に向けた普及啓発

3 R の推進(板橋かたつむり運動)や分別ルールの徹底等に関し、さらなる情報発信、普及啓発が必要です。

#### ○ ごみの発生抑制

生ごみ減量に向けた食品ロス対策などの発生抑制対策、容器包装類の削減に向けた普及啓発等が必要です。

#### ○ 資源分別とリサイクル

古紙類の分別を一層徹底するとともに、トレイ・ボトル類のモデル回収分析結果を踏まえた区内全域への拡大が取組課題です。

#### ○ 収集運搬・中間処理・最終処分等

事業系ごみの減量・資源化の指導の推進が必要です。また、国の指針や東京都の計画を踏まえ、区としての災害廃棄物処理計画の策定が求められています。

# 1 一般廃棄物処理基本計画（第三次）の実施状況

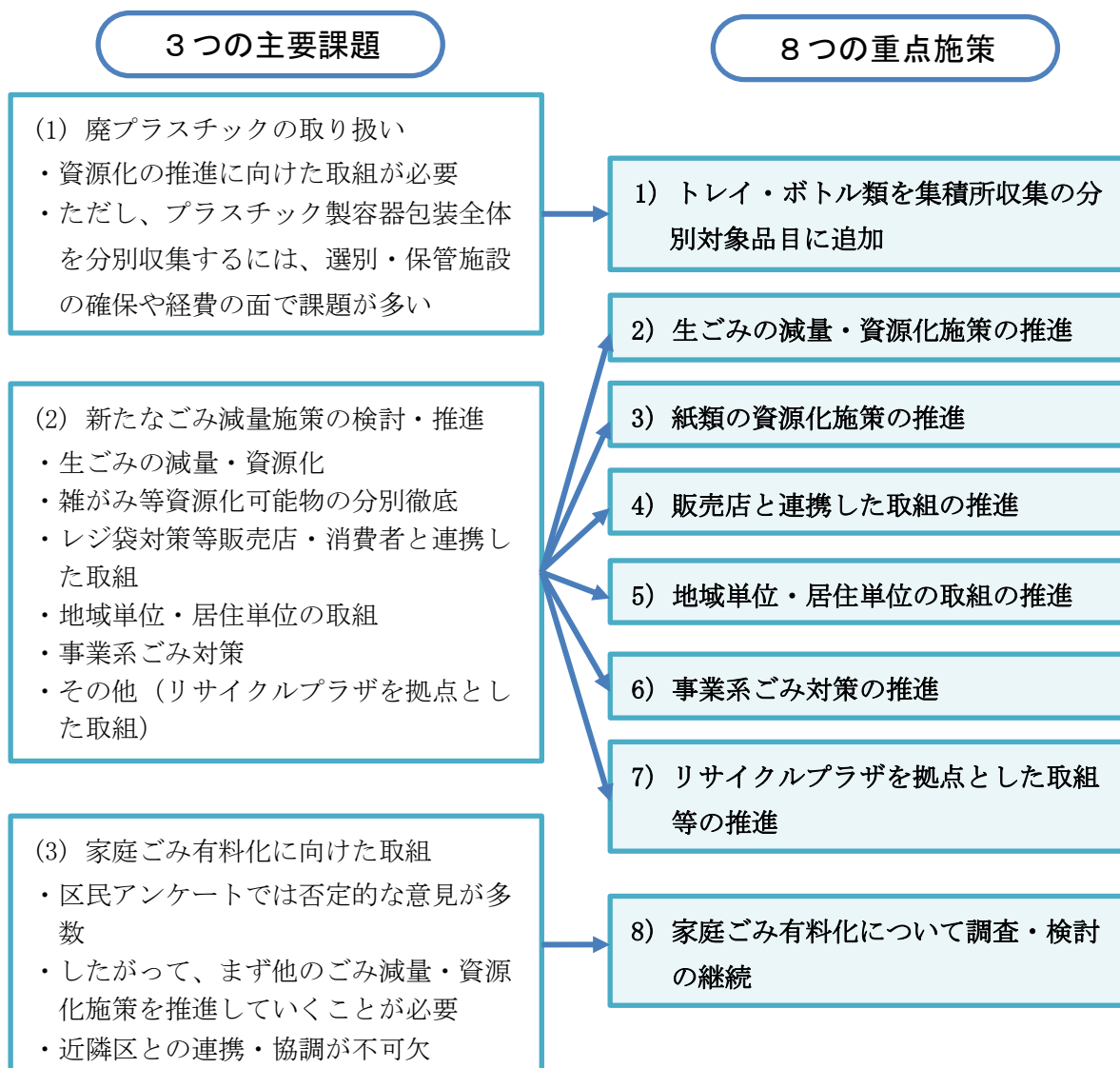
## (1) 一般廃棄物処理基本計画（第三次）の概要

第三次計画は、平成 24（2012）年度から平成 33（2021）年度を計画期間とし、主要課題は以下の 3 つです。

- 廃プラスチックの取り扱い
- 新たなごみ減量施策の検討・推進
- 家庭ごみ有料化に向けた取組

これらの主要課題に対し、8 つの重点施策を掲げています。

図 17 第三次計画の主要課題と重点施策



## (2) 重点施策の取組状況（全体）

第三次計画に掲げた重点施策についての取組は、概ね進められていますが、以下の点について課題も残っています。

- ・トレイ・ボトル類の集積所回収についてはモデル事業として一部実施。
- ・販売店との連携による店頭回収活用の普及啓発や商店街の取組推進は未実施。
- ・事業系ごみの排出基準強化や家庭ごみ有料化の調査・検討は検討中、検討予定。

表 3 第三次計画の重点施策の取組状況（平成 28 年度末時点）

実施状況 A：実施 B：一部実施 C：検討中、検討予定 D：未実施					
影響度（ごみ量等への影響度）  ：大 貢献度（第三次計画目標値への貢献度）  ：大  ：中  ：小					
No.	重点施策名	施策の内容	実施状況	影響度	貢献度
1	トレイ・ボトル類の集積所収集	区民にとって分別の方法が分かりやすいトレイ・ボトル容器を回収品目に追加	B		
2	生ごみの減量・資源化施策の推進	家庭内での水切り励行等の促進	A	—	—
		コンポスト容器等による家庭内処理の促進	A	—	—
		地域・学校等と連携した「小さな循環づくり」の可能性の追求	B	—	—
3	紙類の資源化施策の推進	区民に分かりやすく取り組みやすい雑がみの分別排出方法の導入・周知	A		
		板橋かたつむり運動（3R）の積極的な展開や出前講座の充実等効果的な普及啓発	A	—	—
		集団回収の維持・発展への取組	A		
4	販売店と連携した取組の推進	「いたばしエコ・ショップ制度」の強化	A	—	—
		イベント等の展開	A	—	—
		店頭回収活用の普及啓発	D	—	—
		商店街における取組の推進	D	—	—
5	地域単位・居住単位の取組の推進	地域単位・グループ単位でのごみ減量活動の充実	A	—	—
		单身アパート等の分別徹底対策	A	—	—
6	事業系ごみ対策の推進	事業系ごみの排出基準の強化・指導の徹底	C		—
		多様な資源回収ルート確保	A		
7	リサイクルプラザを拠点とした取組等の推進	リサイクルプラザを拠点とした取組を充実させるとともに、区民活動を活性化させる仕組みづくりを進めます。	A	—	—
8	家庭ごみ有料化について調査・検討の継続	家庭ごみ有料化はごみ減量に関する施策を全て行った上で、なお計画の数値目標の達成が困難な場合等に、さらなるごみ減量化の手段として効果的であるかを判断します。なお、今後も引き続き必要な調査・検討を行っていきます。	C		—

## 2 数値目標の達成状況

前項に述べたように、第三次計画に掲げた取組は概ね実施しています。これに対しどの程度の成果が得られているかを検証し、取組課題を整理することとします。

### (1) 数値目標の達成状況

- 中間目標年度（平成 27（2015）年度）の目標達成状況を見ると、総排出量の削減率、ごみ減量率、リサイクル率ともに目標に達していません。
- 区民 1 人 1 日あたりの総排出量は目標値（199g／人日削減）に対し 195g／人日削減され、ほぼ達成しています。

表 4 数値目標の達成状況（中間目標年度）

項目	中間目標値（27 年度）	実績	
総排出量の削減率  (可燃、不燃、粗大、持込ごみ、資源回収、拠点回収、集団回収等)	平成 16 年度比 17.1%減	平成 16 年度総排出量 平成 27 年度総排出量 平成 16 年度比	197,672 t 169,077 t 14.5%減
	区民 1 人 1 日あたり 199g／人日削減	平成 16 年度排出量／人日 平成 27 年度排出量／人日 削減量	1,036 g 841 g 195 g 削減
ごみの減量率  (可燃、不燃、粗大、持込ごみ)	平成 16 年度比 23.9%減	平成 16 年度ごみ量 平成 27 年度ごみ量 平成 16 年度比	163,475 t 140,403 t 14.1%減
	区民 1 人 1 日あたり 222g／人日削減	平成 16 年度ごみ量／人日 平成 27 年度ごみ量／人日 削減量	857 g 698 g 159 g 削減
リサイクル率	25%達成	平成 27 年度	17.7%

### (2) 中間目標値が未達成の要因

#### ① 人口増加により総排出量の減少が鈍化

本区の人口は、第三次計画で想定した予測人口を上回り推移しています。

そのため、年間の資源・ごみ量は減少しているものの、その減り具合は鈍く人口増加が影響しています。

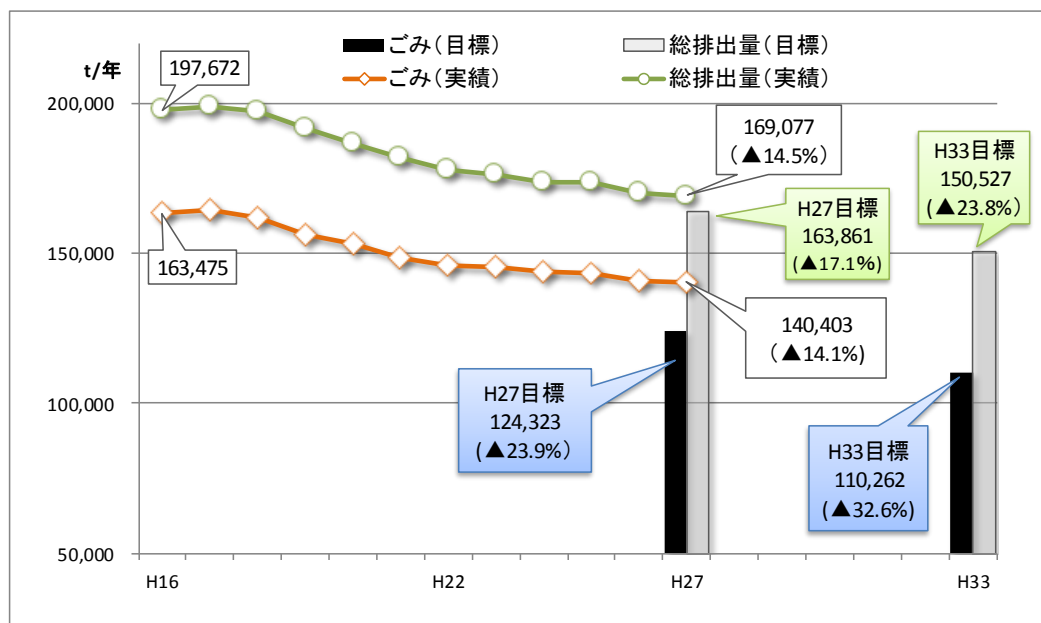
#### ② 1 人 1 日あたりの資源量の大幅な減少

資源量の想定値(23g／人日の増)に対し、37g／人日の減となり、60g／人日の差があります。資源を含む総排出量は、(199g／人日の削減)に対し、195g／人日の削減とほぼ目標を達成しました。資源を含まず算出するごみ排出量は、目標値(222g／人日の削減)に対し、実績では 159g／人日にとどまっています。こ

のことは、ごみ量の削減量よりも資源の減少量による影響が大きかったことを示しています。

全国的にも新聞発行部数は年々減少しており、その影響も大きいと考えられます。

図 18 数値目標の達成状況 (グラフ)



### 3 3R（発生抑制・再使用・リサイクル）に向けた取組と今後の課題

#### (1) ごみ減量に向けた普及啓発

##### ① 取組状況

○「かたつむりのおやくそく」を合言葉に、「かたつむりのおやくそくハンドブック」の配布や環境学習、キャンペーン事業などの「板橋かたつむり運動」を展開しています。

##### ア 「かたつむりのおやくそくハンドブック」の全戸配布

資源とごみの分け方・出し方のチラシと、転入者用の冊子を統合した、「かたつむりのおやくそくハンドブック」を平成 25（2013）年 1 月に全戸配布しました。以降は、転入者への配布のほか、区役所、清掃事務所、地域センター、区民事務所にて配布しています。

なお、幼児～小学校低学年向けの「かたつむりのおやくそく」、小学校 4 年生を対象とした「みんなで守ろう！かたつむりのおやくそくブック」も作成しています。



##### イ 環境教育・環境学習の実施

区内保育園・幼稚園、区立小学校を対象とした出前講座を実施しています。平成 28（2016）年度は 44 回実施しました。リサイクルプラザにおいては、子ども向け環境教育イベントや施設見学会を実施しています。

社会人向け環境学習活動としては、リサイクルプラザやホームページ等で区民グループ、団体に対する出前講座を受け付けているほか、エコポリスセンターを拠点とした各種講座（環境学習指導者養成講座）やワークショップ（リサイクルワークショップ）を実施しています。

また、消費者センターとの連携で消費生活講座、消費生活展を通じて区民、事業者との意見交換を実施しています。

##### ウ イベントにおけるキャンペーン、普及啓発

毎年 10 月の 3R 推進月間に合わせ、「広報いたばし」にて清掃リサイクル特集を掲載しているほか、区民まつり等のイベントでのブース出展などを行っています。





## エ ホームページにおける情報提供

資源・ごみの分け方や事業系ごみ排出ルールなどの基本的な情報を提供しているほか、集団回収やリサイクルプラザの案内、生ごみの減量方法、資源・ごみの主な品目別分別一覧（50音順）など、様々な情報を提供しています。



プランターでの生ごみたい肥化の紹介

（資源・ごみの主な品目別分別一覧（50音順））

	品名	種別						出し方と注意点	
		資源	可燃	不燃	粗大	料金	拠点不可		
あ	アイスピック			●				新聞紙等に包んで「キケン」の表示を！	
	アイロン			●					
	アイロン台	30cm未満		●					金属部分は不燃ごみへ
		30cm以上				●	400		最大辺がおおむね30cm以上のものは粗大ごみへ
	空き缶	●						軽くすすいで回収容器へ	
	空き箱(ボール紙)	●						つぶして、雑誌と一緒にしばって出すか、紙袋に入れ、しばって、お出してください(汚れているものは可燃ごみへ)	
	空きびん	●						軽くすすいで回収容器へ	
	アコーディオンカーテン				●	800			
	アタッシュケース				●	400			
	油引きダンボール		●					油引き・油のしみたダンボールは可燃ごみへ	
	油(機油)							■ 専門業者へ依頼してください	

## オ リサイクル推進員との協働など

町会長・自治会長からの推薦により、リサイクル推進員を委嘱しています（平成29（2017）年4月1日現在566名）。リサイクル推進員は、各地域での資源やごみの排出方法、集積所の清潔保持の啓発、不法投棄等の連絡、板橋かたつむり運動の普及などを行っています。リサイクル推進員に対する研修は年2回実施しています。そのほか、生ごみの水切りなどリサイクル推進員のアイデアをホームページで公開しています。

また、単身集合住宅等に対しては、状況に応じて管理人や不動産業者等と連携し、分別の徹底を指導しているほか、外国人世帯への普及啓発方策として、英語・中国語・韓国語のリーフレットを作成しています。



## ② 今後の取組課題

○3Rの推進（板橋かたつむり運動）や分別ルールの徹底等に関し、さらなる情報発信、普及啓発が必要です。

### ア 区民の認知状況

「板橋かたつむり運動」やごみの分別排出ルール等を伝える主要媒体である「かたつむりのおやくそくハンドブック」に対する区民の認知度、利用度は決して高くなく、さらなる認知度の向上が望まれます。

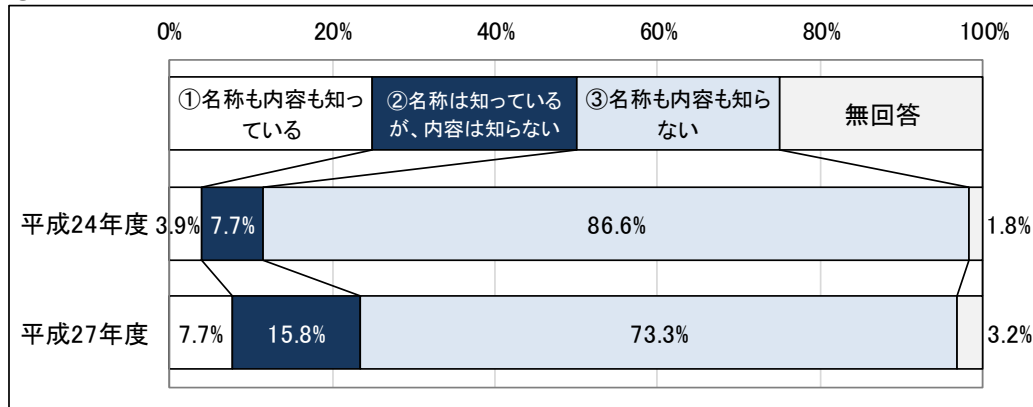
平成27（2015）年度の区民アンケート調査では、「板橋かたつむり運動」について「名称は知っている」「名称・内容共に知っている」は23.5%でした。

また、ごみの分け方・出し方に関する情報源は「集積所の看板」が53.6%で最も高く、「かたつむりのおやくそくハンドブック」は18.3%でした。区によるごみ減量に関する情報提供・PR活動については、「情報量・内容ともに不十分である」という回答が45.3%となっており、情報発信内容の充実が必要です。

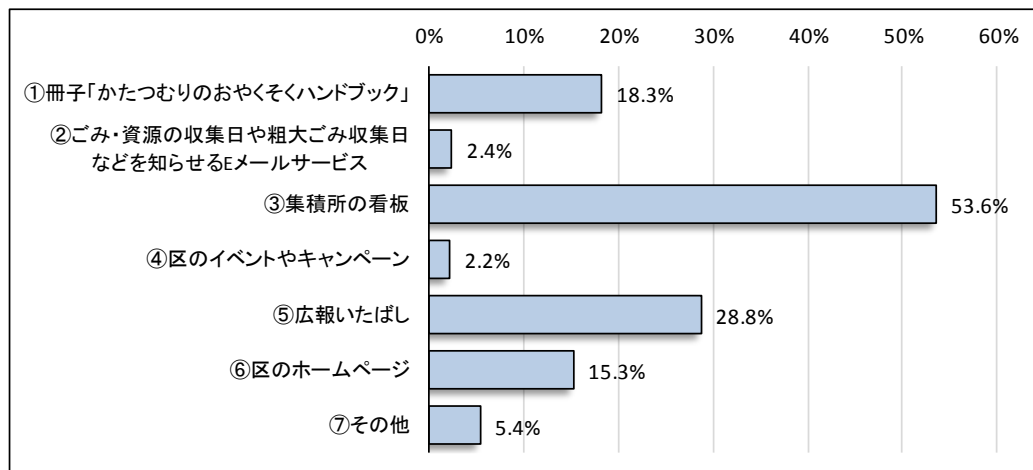
子どもへの環境教育においても、日常的なごみ分別体験の機会を増やすなどの工夫が必要です。

（区民アンケート調査より）

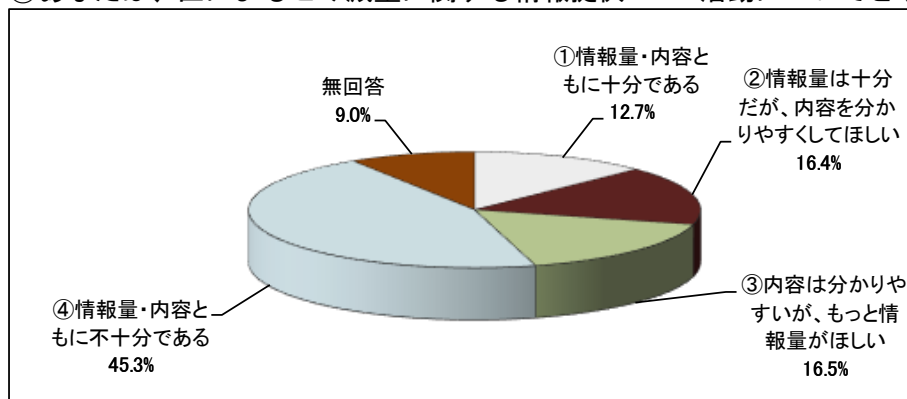
○「板橋かたつむり運動」（かたつむりのおやくそく）をご存じですか。



○あなたは、ごみの分け方・出し方や減量に関する情報を主にどこから得ていますか。



○あなたは、区によるごみ減量に関する情報提供・PR活動についてどう思われますか。



## イ 事業所の認知状況

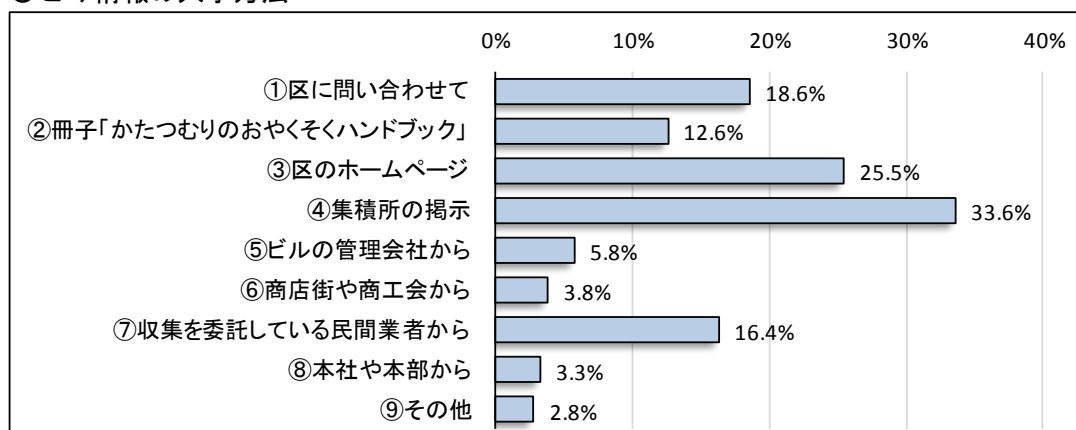
事業所に対しても「かたつむりのおやくそくハンドブック」を全事業所に配布しているほか、事業用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 m<sup>2</sup>以上の大規模事業所に対しては、廃棄物管理責任者講習会の際に「事業系ごみ減量・リサイクルハンドブック」を配布しています。

一方、事業所アンケート調査では、ごみ情報の入手方法について、「かたつむりのおやくそくハンドブック」と回答している事業所は 12.6%にとどまっており、様々な情報源に分散している傾向がうかがえます。事業所においても、より効果的な情報発信を検討する必要があります。



(事業所アンケート調査より)

## ○ごみ情報の入手方法



## (2) ごみの発生抑制

### ① 取組状況

○生ごみ減量のための講習会やフードドライブ、リサイクルプラザを拠点としたリユースの取組等を実施しています。

#### ア 生ごみ減量のための取組

生ごみ減量に向け、以下の取組を実施しています。

#### ○家庭内での水切り励行等の促進

生ごみの水切り等の励行のため、「かたつむりのおやくそくハンドブック」への記載や、区民まつり等のイベント時に、水切りに関するクイズなどを行っています。その他、生ごみからたい肥づくり講習会実施時に、水切りを励行しています。

#### ○コンポスト容器等による家庭内処理の促進

「生ごみからたい肥づくり講習会」を年数回実施しています。

また、平成 26 (2014) 年度から小学生の親子を対象とした、たい肥づくり講習会を実施するとともに、一般向けの講習会のうち一部は、区民農園の募集に合わせて実施するなど、事業効果を高める工夫をしています。

なお、平成 25 (2013) 年度でコンポスト容器、生ごみ処理機の助成制度は終了しました。

#### ○地域・学校等と連携した「小さな循環づくり」の可能性の追求

区内 2 か所 (富士見・徳丸地区) で地域コンポストを設置しており地区の住民が利用しています。区は、運営支援 (維持管理、地域でのたい肥の配付) を行っています。

しかし、最大 9 か所あった地域コンポストは利用者の確保に課題があり、現在では、上記 2 か所のみとなっています。

#### ○食品ロス削減の取組 (フードドライブの実施)

フードドライブとは、家庭で眠っている食品を持ち寄り、福祉施設などに寄付する活動です。都区部では、各区が主催する環境イベント等でフードバンク団体と連携して区民から食品を集める例が増えてきています。

本区でも、NPO 法人と連携し、平成 29 (2017) 年 2 月に区役所 1 階イベントスペースでフードドライブを実施し、約 160 キログラムの食品を区民の皆様からご提供いただきました。



## イ リサイクルプラザを拠点とした取組の推進

リサイクルプラザでは、家具などの生活不用品の展示・販売や、各種リサイクル講座等を実施しています。平成 27（2015）年度の指定管理者の再選定を契機に、新規事業を打ち出し、取組を充実させました。

- 衣類、雑貨等のリサイクルショップ「いたぷらショップ」の開設
- おもちゃの交換会の実施
- フリーマーケットの実施
- リサイクルプラザ 10 周年感謝祭の実施



【写真】リサイクルショップ「いたぷらショップ」

## ウ いたばしエコ・ショップ制度

「板橋かたつむり運動」の実践及び普及啓発や、過剰包装の自粛などの基準を定め、これを満たす区内の小売店などを、いたばしエコ・ショップとして認定しています。平成 27（2015）年度に「いたばしエコ・ショップの認定等に関する要綱」を改正し、新たに認定店を取組状況に応じ、3段階にランク付けすることで、認定店がさらに上のランクを目指す活動を促す仕組みとしました。ホームページでの認定店の紹介を、一覧表から、1店舗1ページにし、紹介内容を充実しています。

## エ 家庭ごみ有料化の検討について

家庭ごみ有料化はごみ減量に関する施策を全て行ったうえで、なお計画の数値目標の達成が困難な場合等に、さらなるごみ減量化の手段として効果的であるかを検討し、判断します。

なお、新たな施策として「紙パック」「紙箱・紙袋・OA用紙」、「トレイ・ボトル類」の回収や、「不燃ごみの資源化」等を展開中であり、ごみ減量に関する施策を全て行ったとはいええない状況です。したがって、家庭ごみ有料化については他区の検討状況に留意しつつ、引き続き調査・検討することとしています。

## ② 今後の取組課題

- ごみの中で最も多い生ごみは、多くの家庭ですでに水切りを実行しています。コンポストなどの家庭内処理に加え、食べ残しや賞味期限切れといった食品ロスを出さないなどの発生抑制対策の推進が必要です。
- 容器包装類の削減に向けた区民への普及啓発や、いたばしエコ・ショップ制度のあり方についての再検討が必要です。

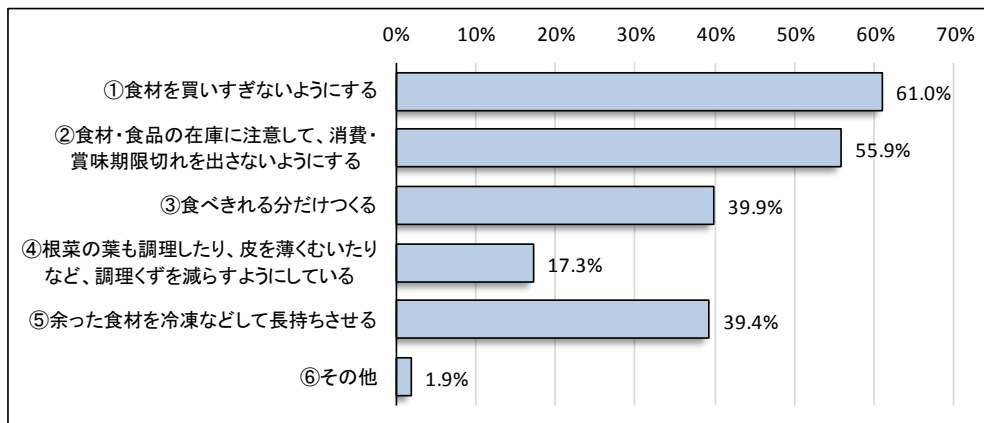
### ア 生ごみ減量対策の状況

平成 27（2015）年度の区民アンケート調査によると、多くの世帯で水切りを実施中です。ただし、賞味期限切れや食べ残し等の「食品ロス」を出さないための取り組みにはばらつきがあります。食べ残しや賞味期限切れといった食品ロスを出さないなどの発生抑制対策の推進が必要です。

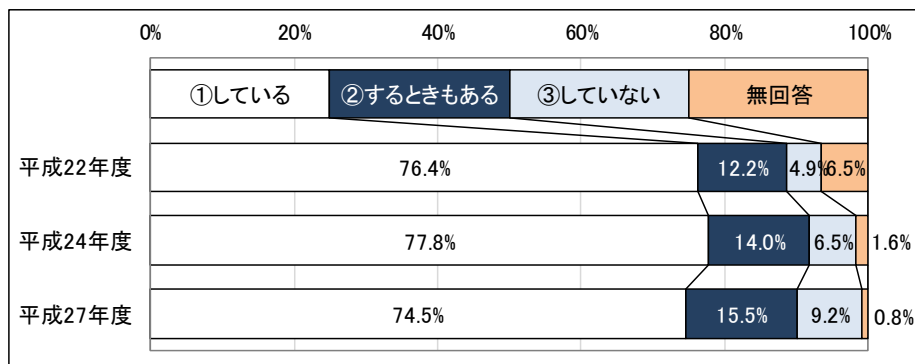
また、「消費期限」「賞味期限」の違い、食べ残しをしないことの大切さなど、子どもの頃から環境教育の中で伝えていくことも大事です。

（区民アンケート調査より）

○ご家庭では、生ごみを出さないための工夫をしていますか。



○生ごみを出すとき、水切りをしていますか。



### イ いたばしエコ・ショップ制度の見直し

いたばしエコ・ショップの認定基準を改定したものの、認定店舗数の大きな増加は見込めないことから、制度のあり方について再検討が必要です。



### (3) 資源分別とリサイクル

#### ① 取組状況

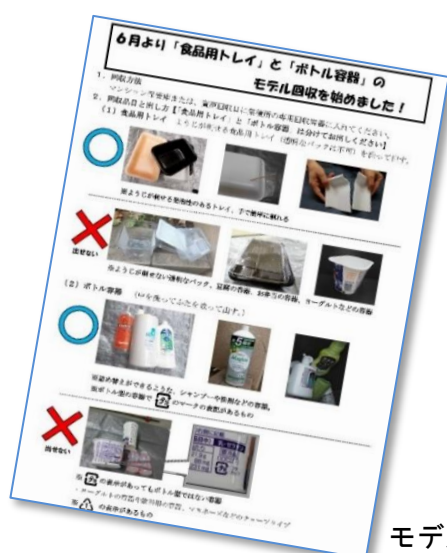
○「紙パック」「紙箱・紙袋・OA用紙」の分別回収の導入やトレイ・ボトル類のモデル回収、不燃ごみからの資源化事業を新たに実施しています。

#### ア 紙類の資源化の推進

雑がみ類の分別・リサイクルを推進するため、「紙パック」「紙箱・紙袋・OA用紙」について、平成27(2015)年4月から区内6分の1のエリアでモデル回収を実施しました。平成28(2016)年4月から、回収地域を区内全域に拡大しています。

#### イ トレイ・ボトル類のモデル回収の実施

プラスチック類のリサイクル推進に向け、平成28(2016)年6月から、大規模マンション約200か所、集積所約50か所でトレイ・ボトル類のモデル集積所回収を実施しています。



【写真】トレイ・ボトル類容器のモデル回収集積所の様子

モデル回収チラシ

#### ウ 不燃ごみの資源化事業

区が収集した不燃ごみは、東京二十三区清掃一部事務組合が中間処理を実施し、残さは東京都が管理する最終処分場に埋め立てていました。

区では不燃ごみの資源化を推進するため、東京二十三区清掃一部事務組合の実施する不燃ごみの中間処理とは別に、平成28(2016)年度は30%程度、平成29(2017)年度より全量を民間の選別・資源化施設へ搬入し、不燃ごみの資源化事業を実施しています。

表 5 平成28年度不燃ごみ資源化実績

不燃ごみ収集量	資源化施設搬入量	資源化量	資源化割合	
			対収集量	対資源化施設搬入量
3,253.13t	853.09t	798.46t	24.54%	93.60%

## ② 今後の取組課題

- 古紙類とプラスチック類のさらなる分別の徹底、資源化推進が必要です。
- 古布・古着や小型家電、廃食用油等の拠点回収や区民主体の集団回収についても、品目別の状況を精査した上で必要な対応を検討する必要があります。

### ア 古紙類のリサイクル推進

新聞・雑誌類の排出量は減少傾向にありますが、ごみの中にはまだ資源化可能な古紙類が多く含まれています。

平成 28 (2016) 年度から「紙パック」、「紙箱・紙袋・OA用紙」の回収を区内全域（集積所回収）で実施していますが回収量は、約 157.4 トンで、組成分析調査から推定される発生量（7,803 トン）の 2%程度にとどまっています。

このように、雑がみ類の回収については十分な分別協力が得られていないため、雑がみ類の種類、分け方などの認知度の向上が必要です。

### イ プラスチック類の取り扱いについて

トレイ・ボトル類のモデル地区における平成 28 (2016) 年度の回収量は、約 11.0 トンでした。モデル回収実施世帯数から、全区で回収した場合の回収量を推計すると、約 208 トンとなります。

一方、トレイ・ボトル類の平成 27 (2015) 年度のごみへの排出量は、約 1,840 トンと推定されます。区内全域にトレイ・ボトル類の分別回収を拡大する際には、より一層の普及啓発により、分別協力度を上げる必要があります。

また、モデル回収されたトレイ・ボトル類は、民間事業者を選別を委託し、その 9 割程度が資源化されました。区内全域への拡大に際しても、この質の高いリサイクルが保たれるよう、区民に協力をお願いしていく必要があります。

なお、分別回収の対象とする品目については、以下の考え方から、引き続き「トレイ・ボトル類」を対象とすることとします。

- 容器包装プラスチック全てを分別収集する場合は、トレイ・ボトル類に品目を限定した場合に比べ、汚れたプラスチックを洗浄する負担が大きくなること。
- 容器包装プラスチック全てを分別収集する場合は、トレイ・ボトル類に品目に限定した場合に比べ、収集・選別に費用を要すること。
- トレイ・ボトル類に品目を限定した場合は、区民の協力を得られやすく、比較的質の高いリサイクルが可能となること。
- 全面分別とした場合、選別・保管施設の確保が困難になること。

## ウ その他の資源のリサイクル推進

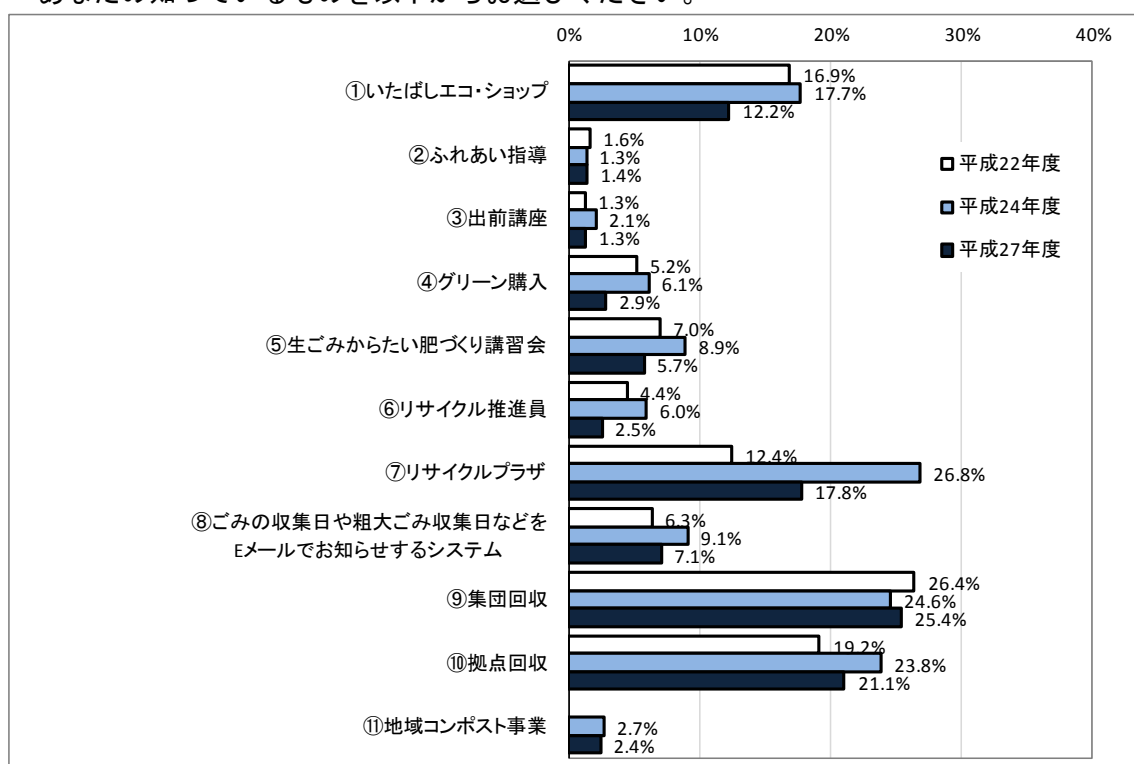
古布・古着は集団回収、拠点回収で回収されていますが、ごみに出される量が圧倒的に多くなっています。

また、平成 27（2015）年度の区民アンケート調査によると、拠点回収に対する認知度は 2 割程度にとどまっています。

拠点回収については、拠点回収場所の充実や区民への周知徹底を図るとともに、今後の高齢化の進展等に対応した出しやすい回収サービスの検討が必要です。

（区民アンケート調査より）

- 板橋区では、ごみの減量やリサイクルを促進するために様々なことを行っています。  
あなたの知っているものを以下からお選びください。





#### (4) 収集運搬・中間処理・最終処分等

##### ① 取組状況

〇区の資源・ごみの収集運搬体制、東京二十三区清掃一部事務組合の中間処理施設、東京都の最終処分場の概要等を示します。

##### ア 収集運搬体制

##### 〇区で収集しないごみ

区の収集対象としないごみは、販売店や専門の処理業者への処理を依頼することとなっています。品目例については、表6のとおりです。

表6 区で収集しないごみ

内容	品目例
有害性、危険性、引火性のあるもの、著しく悪臭を発するもの	ガスボンベ類(プロパンガス、アセチレンガス、酸素、水素等)、石油類(ガソリン、軽油、灯油、ベンジン、シンナー、塗料、エンジンオイル、ブレーキオイル)、工業製品(塩素、硫酸、硝酸、クロム等)、花火、印刷用インク、マッチ、未使用の使い捨てライター、現像液、自動車燃料用添加剤、自動車のバッテリー等
区の収集、処分作業に支障をきたすもの	タイヤ、ピアノ、消火器、耐火金庫、薬品類、石、ブロック、土、砂等
家電リサイクル法対象品	エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機
医療系廃棄物	注射針、血のついたもの
その他	自動車、オートバイ、パソコン

##### 〇ごみ処理手数料

ごみ処理手数料は表7、ごみ処理券の価格は表8のとおりです。

表7 ごみ処理手数料

区分		手数料	備考
家庭ごみ	区で収集	1日平均10kgを超えるごみ	40円/kg
		臨時ごみ	40円/kg
	粗大ごみ	品目別に手数料を設定	ごみ処理券方式
持ち込む場合	粗大ごみ	品目別に手数料を設定(品目別引き取り料金の半額)	ごみ処理券方式
事業系ごみ	区で収集	ごみ処理券方式	ごみ袋の容量に合わせてごみ処理券を貼付
		臨時ごみ	40円/kg
	持ち込む場合	臨時持込	15.5円/kg
継続持込		15.5円/kg	

※平成29(2017)年10月1日より改定

表 8 ごみ処理券の価格

事業系	特大 70 L 相当	1 セット 5 枚	2,660 円
	大 45 L 相当	1 セット 10 枚	3,420 円
	中 20 L 相当	1 セット 10 枚	1,520 円
	小 10 L 相当	1 セット 10 枚	760 円
家庭（粗大ごみ）	処理券 A(200 円)、処理券 B(300 円)を組み合わせて、所定の金額を支払う。		

※平成 29（2017）年 10 月 1 日より改定

## イ びん・缶の選別施設

びん、缶については、平成 18（2006）年 1 月に稼動した板橋区立リサイクルプラザにおいて資源化を行っています。施設概要は表 9 のとおりです。

表 9 板橋区立リサイクルプラザの概要

所在地	板橋区舟渡四丁目 16 番 6 号
竣工年月	平成 18 年 1 月
処理能力	びん:20トン/日 缶:10トン/日
処理方式	びん:選別 缶:選別・圧縮

## ウ 東京二十三区清掃一部事務組合の中間処理施設の概要

### ○ 可燃ごみの処理

可燃ごみは、主に板橋清掃工場に搬入され焼却処理及び熱回収を行っています。板橋清掃工場の概要は表 10 のとおりです。

表 10 板橋清掃工場の概要

所在地		板橋区高島平九丁目 48 番 1 号
竣工年月		平成 14 年 11 月
ごみ焼却炉	炉型式	W+E 式全連続燃焼式火格子焼却炉
	設計最高発熱量	12,100 KJ/kg
	処理能力	600トン/日(300トン/日×2 炉)
灰溶融炉	炉型式	3相アーク式長円形型(電気式)
	処理能力	180トン/日(90トン/日×2 炉)
余熱利用	発電出力	13,200kW
	給熱	高島平温水プール、熱帯環境植物館、高島平ふれあい館

※灰溶融炉は、平成 28(2016)年 4 月より休止中

出典：東京二十三区清掃一部事務組合

## ○不燃ごみ・粗大ごみの処理

不燃ごみは、選別・資源化施設で、資源化可能物を回収しています。残さは北区の堀船清掃作業所で輸送船舶に積み替えられるか、清掃車両により、東京湾の中央防波堤内側埋立地内にある中防不燃ごみ処理センターに搬入され処理されています。中防不燃ごみ処理センターの概要は表 11 のとおりです。鉄、アルミを回収したのち、陶磁器くず等の不燃物は埋め立て処分しています。

表 11 中防不燃ごみ処理センターの概要

所在地	江東区青海二丁目地先
竣工年月	平成 8 年 10 月(第二プラント)
処理能力	48 トン/h×2 基(第二プラント)
処理方式	横型回転衝撃式
選別品目	鉄分、アルミニウム、不燃物、その他ごみ

※第一プラントは休止中

出典：東京二十三区清掃一部事務組合

粗大ごみは、西台粗大ごみセンター（中継所）で使用済小型家電を回収後、中央防波堤内側埋立地内の粗大ごみ破碎処理施設に搬入され、破碎・減容化されます。粗大ごみ破碎処理施設の概要は表 12 のとおりです。鉄は回収し、可燃物は破碎ごみ処理施設又は清掃工場に搬送して、焼却処理し、不燃物は埋め立て処分しています。

表 12 粗大ごみ破碎処理施設の概要

所在地	江東区青海二丁目地先
竣工年月	昭和 54 年 6 月
処理能力	27 トン/h×2 基
処理方式	縦型回転衝撃式

出典：東京二十三区清掃一部事務組合

## エ 最終処分場

焼却施設や不燃ごみ、粗大ごみの中間処理施設から出る残さは、東京都が所有する新海面処分場、中央防波堤外側埋立処分場に委託処分しています。新海面処分場の概要は表 13 のとおりです。

表 13 新海面処分場の概要

敷地面積	480ha
埋立面積	319ha
埋立期間	平成 10 年～

出典：東京都港湾局資料

## オ 清掃・リサイクル事業経費

本区におけるごみ・資源の収集運搬経費の推移を表 14、図 19 に示します。

表 14 収集運搬経費の推移

	人口 (人) ※1	収集量 (トン) ※2	職員定数 (人) ※3	収集運搬経費 (千円) ※4	kg あたりの 経費(円)	区民一人あたり の経費(円)
平成 23 年度	535,802	130,166	215 人	2,001,340	15.4	3,735
平成 24 年度	536,914	127,797	194 人	2,030,870	15.9	3,782
平成 25 年度	539,924	126,768	194 人	2,039,570	16.1	3,778
平成 26 年度	543,076	124,611	183 人	2,122,780	17.0	3,909
平成 27 年度	549,571	123,775	183 人	2,132,100	17.2	3,880
平成 28 年度	556,859	121,971	183 人	2,174,590	17.8	3,905

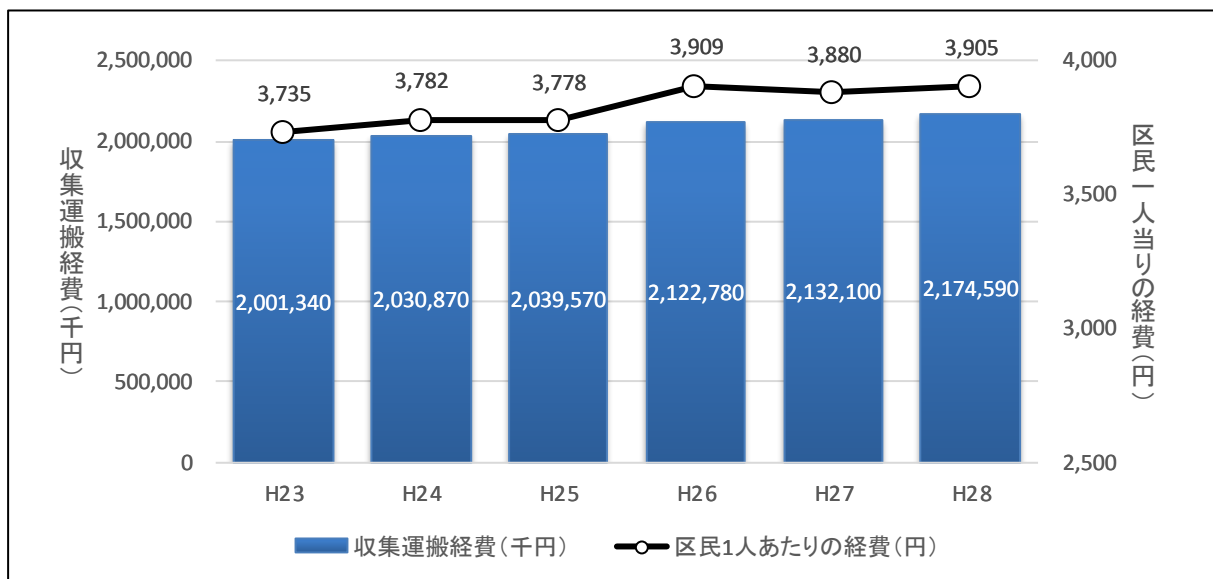
※1 人口は各年度 10 月 1 日現在

※2 収集量＝可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源（集積所回収、拠点回収）

※3 職員定数＝収集運搬に直接かかわる区正規職員の定数

※4 収集運搬経費＝雇い上げ車及び直営車に係る経費であり、積込・運転業務に係る区の職員の人件費は除く。

図 19 収集運搬経費の推移（グラフ）



## カ 事業所への指導

区では、事業用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 m<sup>2</sup>以上の事業用大規模建築物の所有者に対して、廃棄物管理責任者の選任と再利用計画書等の提出を義務づけ、適宜立入り調査を実施し、ごみの減量・リサイクルについての指導・助言を行っています。

## ② 今後の取組課題

- 区収集ごみが年々減少しているのに対し、事業系ごみ（持込ごみ）は、横ばい傾向となっています（P18 図 13 参照）。事業系ごみ排出ルールの見直しや、適正排出の指導の徹底など、事業系ごみの減量と適正処理の推進に向けた検討が必要です。
- 集積所の適正管理や有害物の混入排除など、適正排出・適正処理に向けた取組を引き続き推進する必要があります。
- 国の災害廃棄物対策指針、東京都の災害廃棄物処理計画の策定を踏まえ、区としての災害廃棄物処理計画の策定が求められています。

### ア 小規模事業所の事業系ごみの排出管理

事業系ごみは自己処理が原則ですが、家庭廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、区が事業系一般廃棄物を処理します。平成 29（2017）年現在、一日平均排出量 50 kg 未満の小規模事業所については、事業系有料ごみ処理券を貼付のうえ、区の収集に排出することを認めています。

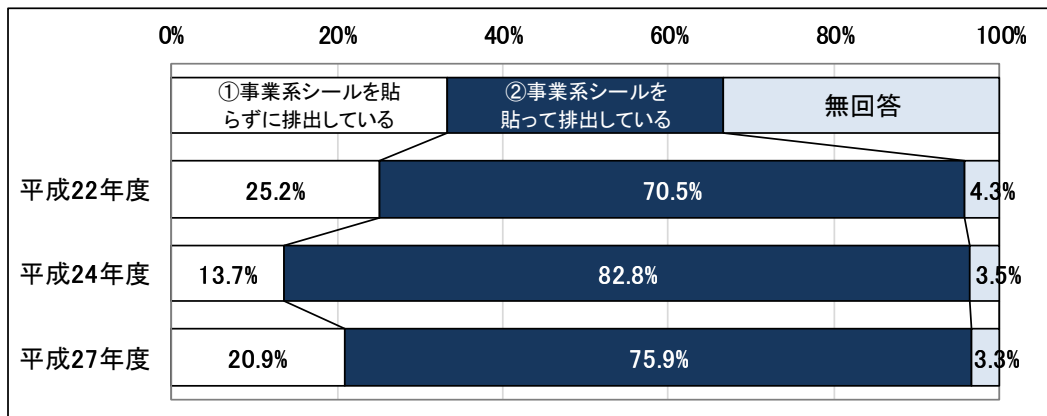
しかし、平成 27（2015）年度の事業所アンケート調査では、20%程度の事業所が「貼らずに排出している」と回答しています。

区の収集にごみを排出している事業所については、集積所での排出指導を行い、事業系有料ごみ処理券の貼付や分別の徹底を図ることが必要です。

なお、第三次計画では、「区収集の上限量の引き下げについて検討」することを掲げていましたが、平成 27（2015）年度の事業所アンケート調査によると、区収集に排出している事業所のうち、90%以上が1週間あたりの排出量が 100 kg 未満（日量換算で約 14.3 kg 未満）であったことから、事業系有料ごみ処理券の貼付等の排出ルールの徹底を優先し、排出基準の強化については引き続き検討することとします。

（事業所アンケート調査より）

○区の収集に排出される際、事業系シールを貼っていますか。



※事業系シールは、事業系有料ごみ処理券を指す

## イ 大規模事業所の事業系ごみの減量・資源化

事業用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 m<sup>2</sup>以上の事業用大規模建築物については、廃棄物管理責任者の選任と再利用計画書等の提出を義務づけ、立入り指導やごみの減量・リサイクルについての指導助言を行っています。今後とも引き続き減量・資源化の指導を継続することが求められます。

## ウ 収集運搬サービスの充実

高齢化等の進展に伴い、粗大ごみを玄関先へ排出することや、古布類等の拠点回収資源を拠点まで持って行くことが困難な世帯の増加が見込まれます。

区民サービス水準の向上、及び資源物等の円滑な回収に向け、こうした排出困難者対策の充実が必要です。

## エ 水銀などの有害物の適正処理

平成 28 (2016) 年 2 月の水俣条約の締結をはじめ、水銀含有廃棄物の適正処理の取り組みが推進されています。国は、平成 27 (2015) 年 12 月に「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」を公表し、市区町村に向け、水銀使用製品が一般廃棄物として排出された際の適正な取り扱いを求めています。

なお、東京都の埋立処分場では、廃蛍光管等の埋立は平成 31 (2019) 年度末をもって終了することになっています。

また、都区部の清掃工場で水銀が混入したごみの搬入が原因で、焼却炉が停止する事態がたびたび起こっています。これらを踏まえ水銀をはじめとする有害物や適正処理困難物のごみへの混入排除を進めることが求められています。

区では、水俣条約の締結を受け、水銀含有廃棄物の適正処理のほかに、街灯の LED 化等の取組を行っています。

## オ 安定的な中間処理・最終処分

中間処理を実施する東京二十三区清掃一部事務組合、最終処分場を管理する東京都と連携し、ごみの中間処理・最終処分体制を安定的に維持していくことが必要です。

また、平成 29 (2017) 年度から本格実施した不燃ごみの資源化事業について、引き続き推進し、資源効率性の高い金属等のリサイクルを進めていくことが大事です。

## カ 災害廃棄物処理計画の策定

震災等の災害廃棄物対策として、国の災害廃棄物対策指針、及び東京都災害廃棄物処理計画を踏まえ、区としての災害廃棄物処理計画の策定が必要です。